

第4回 備前市・日生町・吉永町合併協議会

と き 平成16年1月28日(水)
13時30分から

ところ 備前商工会館 4階ホール

1. 開 会

2. あいさつ

3. 委員紹介

4. 会議録署名委員の指名

5. 議 題

(1) 報告事項

報告第14号	新市の名称及び事務所の位置検討小委員会の報告について
報告第15号	新市まちづくり計画検討小委員会の報告について
報告第16号	議会議員の定数及び任期検討小委員会の報告について

(2) 協議事項

協議第21号	特別職の身分の取扱いについて
協議第22号	慣行の取扱いについて
協議第23号	人権政策・男女共同参画事業について
協議第24号	電算システム事業について
協議第25号	国際交流事業について

(3) 提案事項

協議第26号	一部事務組合等の取扱い(その1)について
協議第27号	市町名・字名の取扱いについて
協議第28号	消防団の取扱いについて
協議第29号	防災関係事業について
協議第30号	勤労者・消費者関連事業について

6. 第5回協議会について

2月18日(水)13:30から 日生町防災センター 大会議室

7. そ の 他

8. 閉 会

報 告 事 項

- 報告第 14 号 新市の名称及び事務所の位置検討小委員会の報告について
- 報告第 15 号 新市まちづくり計画検討小委員会の報告について
- 報告第 16 号 議会議員の定数及び任期検討小委員会の報告について

報告第 14 号

新市の名称及び事務所の位置検討小委員会の報告について

新市の名称及び事務所の位置検討小委員会について、次のとおり報告する。

平成 16 年 1 月 28 日 報告

新市の名称及び事務所の位置検討小委員会
委員長 延本 安子

記

第 2 回

- 1 開催日時 平成 15 年 12 月 19 日(金)14:50～15:50
- 2 開催場所 吉永町紅葉会館 研修室
- 3 出席状況 委員 7 人 全員出席
- 4 協議内容

新市の名称について

新市の名称を選定する際の参考とするため新市の名称を募集することになり、3通りの募集方法について事務局から実施要領の案の説明を受けた。審議の結果、以下の3通りの募集方法が決まった。

ア 協議会だよりに応募はがきを印刷した募集チラシを折り込みし、1市2町の全世帯から公募する

イ 各小学校(5、6年)・中学校(1、2年)にホームルームの時間を利用してクラスごとに3案を募集する

ウ 協議会及び1市2町のホームページ上でメールにより公募する

新市の事務所の位置について

事務局から本庁方式、分庁方式及び総合支所方式等について説明を受けた。

次回1月14日備前市と吉永町の庁舎や出張所を視察することとした。小委員会終了後、紅葉会館出張所を視察することとした。

第3回

1 開催日時 平成16年1月14日(水)13:30～17:30

2 開催場所 備前市役所 2階応接・会議室
吉永町役場 2階会議室

3 出席状況 委員6人 1人欠席

4 協議内容

新市の名称について

前回事務局から示された公募用チラシや募集実施要領の最終案が示され了承した。

(別紙のとおり)

新市の事務所の位置について

備前市役所、三石出張所、吉永町役場、三国出張所等を視察し、現地で説明を受けた。

次回は庁舎の方式の案を事務局から提案されることとなった。

「新市の名称」募集実施要領

1. 募集の趣旨

「新市」にふさわしい名称とするための参考として、以下の方法により募集を行なう。

広く地域住民から名称及びこれに関する提言を募る。これを機に、「新市」の名称についての意見が表明できる場を住民に提供するだけでなく、住民の合併に対する関心を高める。

備前市・日生町・吉永町内の各小・中学校において、クラスみんなで「新市」の名称について話し合いを行うことにより、自分たちが将来のまちについて考えて行くという意識と合併に対する関心を高める。

ホームページにより、合併を全国に情報発信しながら、全国からも「新市」にふさわしい名称を募集し、合併協議に伴う全国的な知名度の高まりを図る。

2. 募集対象

1市2町（備前市、日生町、吉永町）内の全世帯

1市2町(備前市、日生町、吉永町)内の各小学校(5,6年)及び中学校(1,2年)
全国

3. 募集内容

(ア)募集の方法

平成16年3月1日に発行の「協議会だより」により、地域内の全世帯に募集の案内を行なう。各世帯からは、「協議会だより」に添付された返信用「応募はがき」に必要事項を記入のうえ、投函する方法とする。

各小・中学校のホームルームの時間等を利用してクラス単位で「新市」の名称についての話し合いを行い、クラスの案として意見の多い順に3つを選んで学校単位で合併協議会へ報告をする。

備前市・日生町・吉永町合併協議会及び備前市・日生町・吉永町の各市町が開設しているホームページ上でメールにより募集する。

(イ)募集期間

平成16年3月1日(月)から3月15日(月)まで(のメールは3月31日までとする。また、 の返信用「応募はがき」の締め切りは、平成16年3月15日(月)必着とする。)

(ウ)記入事項

- 1 「新市」の名称(1点)[複数記載無効](は意見の多い順に3つ記載)
- 2 名称に対する提言または理由
- 3 住所(は学校名、学年名及びクラス名)
- 4 氏名(は年齢及び職業も記載)

4. 選定

(1) 選定基準

地域の自然・歴史・伝統・文化や全国的な知名度等を踏まえ、地域を表現するにふさわしい名称

(2) 選定方法

「新市の名称及び事務所の位置検討小委員会」において、応募された名称や提言などを参考として、名称を数点選定する。

小委員会は、選定した名称について協議会に報告し、最終的に協議会が「新市」の名称を選定する。

5. 選定結果の公表

協議会での選定に到る経緯及び内容については、広報紙及びホームページ上で公表する。

6. その他

- ・「新市の名称」は、応募への参加促進のうえから募集文においては「新しい市の名前」と表記するが同一のものとする。
- ・「新市の名称」の募集に係る主催は備前市・日生町・吉永町合併協議会とし、応募に係る一切の権利は同協議会に属するものとする。
- ・採用された「新市の名称」に関する一切の権利は、備前市・日生町・吉永町合併協議会及び新市に属するものとする。

みんなで考えよう！！

備前市・日生町・吉永町が合併して誕生する

“「新しい市」の名前”を募集！！

備前市・日生町・吉永町内の全世帯の皆さんへ

備前市・日生町・吉永町合併協議会では、平成17年3月末までの早い日为目标に新しい市の誕生をめざしています。「新しい市」の名前を選定する際の参考とするため、住民の皆さんから、歴史・文化・伝統・自然が豊かな地域である「新しい市」にふさわしい名前を募集します。

ご家族でお考えのうえ、返信用はがきに「新しい市」の名前を1つだけ書いて投函してください。（詳しくは裏面をご覧ください。）



B&H&Y

備前市・日生町・吉永町
合併協議会



吉永町

備前市

日生町

B&H&Y <各市町の紹介>

備前市

青く輝く瀬戸内海と備前焼と閑谷学校で有名なまちです。赤れんがの煙突が覗く備前焼の里、伊部には、昔ながらの店が連なり、全国から愛好家が訪れます。我が国最初の庶民学校で国宝の閑谷学校や国指定重要文化財のお寺など、素朴な心のふるさと感じさせるまちです。

日生町

風光明媚な瀬戸内海と雄大な山々に抱かれたまちです。古くから漁業と海運業で栄え、潮の香りがいっぱい漂い、豊富な魚介類が毎日水揚げされます。自然観察や魚釣り・みかん狩りで賑う日生諸島など、観光・レジャーのまちとしても注目を集めています。

吉永町

恵み豊かな緑に包まれ、自然環境を大切にしたまちです。奈良時代、“西の高野山”と称され山岳仏教の中心地として栄えたふるさと村や岡山藩主池田家の墓所のある和意谷、牛神さまで有名な田倉牛神社のある福満など、自然と歴史の散策を存分に楽しめるまちです。

切り取り線

備前郵便局

承
認

00

切手を貼ら
ずにお出し
ください。

705 - 8602

備前市・日生町・吉永町合併協議会 行

備前市東片上126 備前市役所内

切り取り線

みんなで考えよう！！ 備前市・日生町・吉永町が合併して誕生する
「新しい市」の名前！！



備前市・日生町・吉永町合併協議会では、「新しい市」の名前を選定する際の参考とするため、住民の皆さんから「新しい市」にふさわしい名前を次のとおり募集します。

<応募対象> 備前市・日生町・吉永町内の全世帯

<応募方法> ご家族で考えて、返信用はがきにて「新しい市」の名前を1つだけ書いて投函してください。

記入内容：

「新しい市」の名前 名前に対する提言または理由 住所 氏名
 選定の基準：地域の文化・歴史・伝統・自然などの特色や全国的な知名度等を踏まえ、地域を表現するにふさわしい名前

選定の方法：お寄せいただいた名前、提言等を参考に協議会で最終選定します。

応募の決まり：

- ・ 1世帯1点のみとします（複数回答は無効）。
- ・ 応募に関する一切の権利は、当協議会に属するものとします。

「新しい市」 の名前	切り取り線 (ふりがな)
	市 <名前は1点のみとします> (複数回答は無効です)
名前に対する 提言 または 理由	切り取り線
	切り取り線
	切り取り線
	切り取り線
住所	
氏名	

その他：

- ・ 応募数の多い名前が新しい市の名前に採用されるとは限りません。
- ・ 採用された名前に一部修正を加えることもあります。
- ・ 採用された名前に関する一切の権利は、当協議会及び新市に属します。

応募の締切： 必着
平成16年3月15日(月)まで

選定結果の公表：選定経過及び内容については、
 広報紙及びホームページ上で公表します。

[ホームページ](http://www.bhy-gappei.jp) http://www.bhy-gappei.jp

採用された名前に応募いただいた方の中から抽選で5名の方に「備前市・日生町・吉永町」の特産品「備前焼のピアマグカップ2個(備前市)・みかんワイン3本(日生町)・そば茶24本(吉永町)」を併せて贈呈します。

<お問い合わせ>

備前市・日生町・吉永町合併協議会 事務局

TEL 64-1871 FAX 64-1873

[メールアドレス](mailto:goiken@bhy-gappei.jp) goiken@bhy-gappei.jp

報告第 15 号

新市まちづくり計画検討小委員会の報告について

新市まちづくり計画検討小委員会について、次のとおり報告する。

平成 16 年 1 月 28 日 報告

新市まちづくり計画検討小委員会
委員長 有吉 年夫

記

- 1 開催日時 第 3 回 平成 15 年 12 月 19 日(金)15:00 ~ 16:05
- 2 開催場所 吉永町紅葉会館 会議室
- 3 出席状況 出席委員 14 人 2 名欠席
- 4 報 告
備前市・日生町・吉永町の新しいまちづくりに関するアンケート調査について回収状況の説明があった。
アンケート実施総数 15,767 通
平成 15 年 12 月 19 日時点の回収数 8,324 通 (回収率 52.79%)
- 5 協議内容
備前市・日生町・吉永町の新しいまちづくりに関する中学生のアンケート調査について
中学生アンケート調査(案)について説明があり、協議を行った。

設問内容等については教育委員会、中学校の先生、中学生の意見を聞き、詳細検討の上、最終案を委員長が確認し実施することとした。

対象者は1市2町の立志の年を迎える中学2年生の約400名で、平成16年1月中旬に実施することとした。

新市まちづくり計画の策定スケジュールについて

新市まちづくり計画の策定スケジュールについての説明があり、各時期の小委員会での検討事項等について再度確認した。

1市2町の総合福祉計画、振興計画について

備前市の総合福祉計画、日生町と吉永町の振興計画について比較資料により説明を受けた。

1市2町の現状と課題について

1市2町の各種データに基づき現状の説明があった。

次回、現状から導きだされた、新市の課題をふまえ、新市のまちづくりにとって大切なこと及び新市の将来像にふさわしいキャッチフレーズ等について小委員会委員の意見を提出してもらった上で、協議を進めていくこととした。

6 その他

報告第 16 号

議会議員の定数及び任期検討小委員会の報告について

議会議員の定数及び任期検討小委員会について、次のとおり報告する。

平成 16 年 1 月 28 日 報告

議会議員の定数及び任期検討小委員会
委員長 久保田 守

記

第 2 回

- 1 開催日時 平成 15 年 12 月 19 日(金)14:50～16:10
- 2 開催場所 吉永町紅葉会館 和室研修室
- 3 出席状況 委員 12 人 全員出席
- 4 協議内容

法律、現況等資料について

議会議員の定数及び任期については、合併特例法の定数特例を適用する場合、在任特例を適用する場合、合併特例法を適用しない場合、の 3 つの選択肢があること。選挙区は、旧市町の単位で設けることができ、その選挙区ごとの人口により議員定数を定めることができることや、報酬等の現況について説明、報告を受けた。

合併特例法の採否について

原則どおり 50 日以内に選挙を行なうことで、議員数が減ることによる経費の削減を図ることが合併の大きな意義のひとつであるとの意見もある。しかし、旧市町から新市への過渡期の事業を検証するという点、議員が一度に減少し、民意が届かなくなる不安を避けるという点などで、一定期間そのまま在任してもらい、在任特例を採用してはどうかという案が趨勢を占めた中、根拠なき在任特例は適用すべきではないとの意見を念頭に協議、検討をした。

在任期間について

在任特例期間は、翌年度の予算審議までの期間とするとの意見や 1 年 3 ヶ月との案、またできるだけ短くしたほうがよいとの案など様々な意見があり、協議、検討した。

今後の小委員会について

在任特例を採用する場合、特例後の選挙が、時期によっては市政に混乱を生じさせる懸念もあるので、年間の行事予定表などの資料を作成の上、次回小委員会で検討することとし、各項目を継続協議とした。

第 3 回

- 1 開催日時 平成 16 年 1 月 19 日(月)13:30 ~ 15:30
- 2 開催場所 吉永町議会棟 2 階会議室
- 3 出席状況 委員 12 人 全員出席
- 4 協議内容

現況等資料について

新市発足後の行事予定表、平成 15 年の議会活動状況等の資料により、新市の新年度予算審議、決算認定や定期の事務時期などの説明を受けた。

合併特例法の採否について

前回の小委員会の協議を踏まえ、新市が進んでいく方向性（平成 18 年度予算）を見極める点、特例法を採用しない場合、合併直後に市長、市議会議員とも不在となる空白期間が生じることによる市政の混乱を避けるなどの理由で在任特例を採用することで意見が一致した。

在任期間について

新年度予算審議後、政治的、事務的に支障のない早い時期とすること、合併協議において、新市発足時に決定していない事項も多数あると予想されるが、それらを旧市町の事情を斟酌しながら協議決定するには少なくとも 1 年は必要などの意見があり、種々検討、協議の結果、平成 18 年 5 月末日までを任期とすることで意見が一致した。この期限は合併の時期が変わっても変更しないこととした。

在任特例期間終了後の定数について

在任特例期間終了後の定数は26人とし、その後の定数については、新市の議会で議論すべきではないかとの意見、また、一度26人と決めるとそれ以降では削減しにくいいため、初めから減らしておく方がよいとの意見があった。

協議、検討の結果、在任特例期間終了後の定数は26人とすることで意見が一致した。

選挙区設置の可否について

初回選挙のみ選挙区を設置する意見や、在任特例により1年数ヶ月在任するのでそれ以降まで選挙区で縛る必要はないなど様々な意見が出たが、議員は出身地域に拘らず、市全体の福祉向上を図る義務があると考えられることから、選挙区は設置しないことで意見が一致した。

今後の小委員会について

報酬については、次回小委員会で検討することとし、継続協議とした。

協 議 事 項

- 協議第 21 号 特別職の身分の取扱いについて
- 協議第 22 号 慣行の取扱いについて
- 協議第 23 号 人権政策・男女共同参画事業について
- 協議第 24 号 電算システム事業について
- 協議第 25 号 国際交流事業について

特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

特別職（消防団員は除く）の設置、人数、任期、報酬について、次のとおり調整する。

- 1 首長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- 2 行政委員会の委員数・任期は、各法令の定めるところによる。報酬の額は現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- 3 審議会・委員会等の附属機関は、次のとおり取扱うものとする。
 - (1) 現に1市2町で設置されていて、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合する。
 - (2) いずれかの市・町のみで設置されているものは、新市において速やかに調整する。
 - (3) 人数、任期、報酬額は現行の制度をもとに調整する。
- 4 その他の特別職で、新市において引き続き設置する必要があるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。

平成 15 年 12 月 19 日 提出

備前市・日生町・吉永町合併協議会
会長 栗山 志朗

備前市・日生町・吉永町合併協議会の調整方針（案）

協定項目番号	1 1	協定項目名	特別職の身分の取扱い
調整方針			<p>特別職（消防団員は除く）の設置、人数、任期、報酬について、次のとおり調整する。</p> <p>1 首長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。</p> <p>2 行政委員会の委員数・任期は、各法令の定めるところによる。報酬の額は現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。</p> <p>3 審議会・委員会等の附属機関は、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>（1）現に1市2町で設置されていて、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合する。</p> <p>（2）いずれかの市・町のみで設置されているものは、新市において速やかに調整する。</p> <p>（3）人数、任期、報酬額は現行の制度をもとに調整する。</p> <p>4 その他の特別職で、新市において引き続き設置する必要があるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。</p>

常勤の特別職

備前市・日生町・吉永町の現況					備考
区分	備前市		日生町	吉永町	
市・町長					首長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
任期	H15.4.27～H19.4.26		H15.11.30～H19.11.29	H15.8.10～H19.8.9	
報酬	875,000円		770,000円	702,000円	
期末手当	給料月額に部長の職にあるものの期末手当と勤勉手当の割合を加算して乗じて得た額 (給料月額×1.15×4.40月)		(給料月額×1.15+扶養手当)×4.40月	給料月額×1.40×3.50月	
助役					
任期	H15.7.1～H19.6.30		H12.6.21～H16.6.20	H14.5.1～H18.4.30	
報酬	720,000円		638,000円	593,000円	
期末手当	給料月額に部長の職にあるものの期末手当と勤勉手当の割合を加算して乗じて得た額 (給料月額×1.15×4.40月)		(給料月額×1.15+扶養手当)×4.40月	給料月額×1.40×3.50月	

備前市・日生町・吉永町の現況				備考
区分	備前市	日生町	吉永町	
収入役				和気郡北部教育委員会
任期	不在	H12.6.21～H16.6.20	不在	
報酬	640,000円	579,000円	544,000円	
期末手当	給料月額に部長の職にあるものの期末手当と勤勉手当の割合を加算して乗じて得た額 (給料月額×1.15×4.40月)	(給料月額×1.15+扶養手当)×4.40月	給料月額×1.40×3.50月	
教育長				
任期	H12.5.24～H16.5.23	H12.10.1～H16.9.30	H12.4.2～H16.4.1	
報酬	640,000円	579,000円	629,000円	
期末手当	給料月額に部長の職にあるものの期末手当と勤勉手当の割合を加算して乗じて得た額 (給料月額×1.15×4.40月)	(給料月額×1.15+扶養手当)×4.40月	給料月額×1.40×3.30月	

議会議員

備前市・日生町・吉永町の現況				備考
区分	備前市	日生町	吉永町	
議長				議会の議員については、「議会議員の定数及び任期の取扱い(協定項目6)」で別に協議する。
報酬	455,000円	297,000円	274,000円	
副議長				
報酬	385,000円	241,000円	224,000円	
議員				
報酬	355,000円	221,000円	203,000円	
期末手当	報酬月額×1.15×3.25月	報酬月額×1.15×3.25月	報酬月額×1.15×3.50月	
任期	H12.4.1～H16.3.31	H15.4.30～H19.4.29	H12.6.9～H16.6.8	

行政委員会委員報酬

備前市・日生町・吉永町の現況				備考
区分	備前市	日生町	吉永町	
農業委員会				農業委員会については、「農業委員会の定数及び任期の取扱い（協定項目7）」で別に協議する。
会長	37,000円 / 月額	108,000円 / 年額	189,000円 / 年額	
副会長	-	90,000円 / 年額	168,000円 / 年額	
委員	31,000円 / 月額	86,000円 / 年額	159,000円 / 年額	
委員数	選挙 17人、選任 7人	選挙 10人、選任 2人	選挙 14人、選任 3人	
任期	3年 (H14.4.1~H17.3.31)	3年 (H13.4.1~H16.3.31)	3年 (H14.7.20~H17.7.19)	
教育委員会				委員数、任期は各法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。 和気郡北部教育委員会
委員長	74,000円 / 月額	156,000円 / 年額	194,000円 / 年額	
委員	64,000円 / 月額	132,000円 / 年額	179,000円 / 年額	
委員数	5名	5名	5名	
任期	4年	4年	4年	
選挙管理委員会				
委員長	37,000円 / 月額	30,000円 / 年額	10,000円 / 日額	
委員	31,000円 / 月額	25,000円 / 年額	10,000円 / 日額	
委員数	4名	4名	4名	
任期	4年 (H15.6.13~H19.6.12)	4年 (H12.6.30~H16.6.29)	4年 (H15.11.6~H19.11.5)	
監査委員				
代表監査	85,000円 / 月額	171,000円 / 年額	152,000円 / 年額	
議員	40,000円 / 月額	124,000円 / 年額	132,000円 / 年額	
委員数	2名	2名	2名	
任期	4年	4年	4年	
固定資産評価審査委員会				
委員長	6,800円 / 日額	4,500円 / 日額	5,600円 / 日額	
委員	6,500円 / 日額	4,500円 / 日額	5,600円 / 日額	
委員数	3名	3名	3名	
任期	3年	3年	3年	

主な審議会・委員会等の付属機関

備前市		日生町		吉永町		備考
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例)		(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例)		(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例)		
委員会等附属機関名	報酬額	委員会等附属機関名	報酬額	委員会等附属機関名	報酬額	
選挙長	14,000 円/1回	選挙長	10,700 円/1回	選挙長	13,000 円/日額	審議会・委員会等の附属機関は、現に1市2町で設置されていて、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合する。 いずれかの市・町のみで設置されているものは、新市において速やかに調整する。 人数、任期、報酬額は、現行の制度をもとに調整する。 その他の特別職で、新市において引き続き設置する必要があるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。
選挙立会人	10,000 円/1回	選挙立会人	8,900 円/1回	選挙立会人	11,000 円/日額	
投票所の投票立会人	12,000 円/1回	投票立会人	10,800 円/1回	投票立会人	11,000 円/日額	
投票所の投票管理者	14,000 円/1回	投票管理者	12,700 円/1回	投票管理者	13,000 円/日額	
開票管理者	12,000 円/1回	開票管理者	10,700 円/1回	開票管理者	13,000 円/日額	
開票立会人	10,000 円/1回	開票立会人	8,900 円/1回	開票立会人	10,000 円/日額	
国民健康保険運営協議会委員	6,500 円/日額	国民健康保険運営協議会委員	4,500 円/日額	国民健康保険運営協議会委員	5,600 円/日額	
民生委員推薦会委員	6,500 円/日額	民生委員会推薦会委員	4,500 円/日額	民生児童委員推薦会委員	5,600 円/日額	
介護保険事業計画等策定委員会委員	6,500 円/日額	老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員	4,500 円/日額	介護保険事業計画策定委員	5,600 円/日額	
特別職報酬等審議会委員	6,500 円/日額	特別職報酬等審議会委員	4,500 円/日額	特別職報酬審議会	5,600 円/日額	
振興計画審議会委員	6,500 円/日額	振興計画審議会委員	4,500 円/日額	振興計画審議会委員	5,600 円/日額	
文化財保護審議会委員	6,500 円/日額	文化財保護委員	4,500 円/日額	文化財保護委員	5,600 円/日額	
公民館運営審議会委員	6,500 円/日額	公民館運営審議会委員	4,500 円/日額	公民館運営審議会委員	5,600 円/日額	

【関係法令】

地方公務員法（抜粋）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1)の2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

(1)の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

地方自治法（抜粋）

（委員会、委員及び附属機関の設置）

第138条の4

1 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。

ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

（知事及び市町村長）

第139条 都道府県に知事を置く。

2 市町村に市町村長を置く。

第140条 普通地方公共団体の長の任期は4年とする。

2 前項の任期の起算については、公職選挙法第259条及び第259条の2の定めるところによる。

（副知事及び助役の設置）

第161条 都道府県に副知事1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

2 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。
（副知事及び助役の選任）

第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

(副知事及び助役の任期)

第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

(出納長・副出納長及び収入役・副収入役)

第168条 都道府県に出納長を置く。

2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。

4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。

5 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

6 出納長及び収入役は、検査官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

7 第141条、第142条、第159条、第162条、第163条本文及び第164条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。

8 出納長及び収入役が、前項において準用する第142条の規定に該当するときは、その職を失う。その同条の規定に該当するかどうかは、普通地方公共団体の長がこれを決定しなければならない。

9 第143条第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。

(委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止)

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

(1) 教育委員会

(2) 選挙管理委員会

(3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体は公平委員会

(4) 監査委員

2 前項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、左の通りである。

(1) 公安委員会

(2) 地方労働委員会

(3) 収用委員会

(4) 海区漁業調整委員会

(5) 内水面漁場管理委員会

3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

(1) 農業委員会

(2) 固定資産評価審査委員会

(第4項から第8項 省略)

(報酬及び費用弁償)

第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人そ

の他普通地方公共団体の非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。)に対し、報酬を支給しなければならない。

- 2 前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りではない。
- 3 第1項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- 4 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- 5 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(設置)

第2条 都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)町村及び第23条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

(組織)

第3条 教育委員会は、5人の委員をもって組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは指定都市が加入するものの教育委員会にあっては6人の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するもの(次条第3項及び第7条第2項から第4項までにおいて単に「町

村」という。)の教育委員会にあっては3人の委員をもって組織することができる。

(任命)

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(教育長)

第16条 教育委員会に、教育長を置く。

2 教育長は、第6条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員(委員長を除く。)である者のうちから、教育委員会が任命する。

3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法第27条から第29条までの規定の適用を妨げない。

4 教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものとする

(教育長及び事務局職員の身分取扱)

第22条 教育長及び第19条第1項及び第2項に規定する事務局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事項は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定があるものを除き、地方公務員法の定めるところによる。

【先進地の事例】

先進地名	合併期日	調整内容
さいたま市	平成13年5月1日	3市の特別職の身分の取扱いについては、3市の長が別に協議して定めるものとする。
西東京市	平成13年1月21日	<p>市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長、常勤監査委員を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 任期は、各法令の定めるところによる。 ・ 報酬は、現行報酬をもとに調整する。 <p>議会議員の報酬は、現行報酬額をもとに調整する。</p> <p>行政委員会の委員数・任期は、各法令の定めるところによる。報酬は、現行報酬額をもとに調整する。</p> <p>審議会・委員会等の附属機関は、次のとおり取扱うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現に両市で設置されていて、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合する。 ・ 一方の市にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。 ・ 人数、任期、報酬額は、現行の制度をもとに調整する。 <p>その他の特別職は、新市において引き続き設置する必要があるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。</p>
邑久郡合併協議会	平成16年3月1日 (予定)	<p>市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。</p> <p>行政委員会の委員数・任期は、各法令の定めるところによる。報酬の額は現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。</p> <p>審議会・委員会等の附属機関は、次のとおり取扱うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現に3町で設置されていて、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合する。 ・ 1町又は、2町のみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。 ・ 人数、任期、報酬額は現行の制度をもとに調整する。 <p>その他の特別職で、新市において引き続き設置する必要があるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。</p>
赤磐郡合併協議会	平成17年3月末日 までの早い日	<p>特別職等の職員（議会議員、農業委員及び消防団を除く。）の設置、人数、任期については、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 首長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令等の定めるところによる。 ・ 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の人数、任期については、法令等の定めるところによる。 ・ 新市において引き続き設置する必要がある審議会、委員会等の附属機関の委員その他非常勤の特別職の職員等の人数、任期は現行の制度をもとに再編し、調整する。 <p>特別職等の職員（消防団を除く）の報酬については、法令の定めるところに従い、現行報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。但し、議会の議員及び農業委員会の委員の報酬については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項及び第8条第1項にそれぞれ規定する在任特例を適用する場合はその機関に限り、現行報酬額を参考に調整する。</p>

協議第 22 号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 市章、市民憲章、市の花、市の木、シンボルマーク等に関する事、表彰については、新市において新たに定める。
- 2 名誉市民制度については、新市において定める。ただし、新市移行前の名誉市町民は新市に引き継ぐものとする。
- 3 各種宣言については、新市において調整する。




平成 15 年 12 月 19 日 提出

備前市・日生町・吉永町合併協議会

会長 栗山 志朗

備前市・日生町・吉永町合併協議会の調整方針(案)

協定項目番号	19	協定項目名	慣行の取扱い
調整方針	1 市章、市民憲章、市の花、市の木、シンボルマーク等に関する事、表彰については、新市において新たに定める。 2 名誉市民制度については、新市において定める。ただし、新市移行前の名誉市町民は新市に引き継ぐものとする。 3 各種宣言については、新市において調整する。		

		備前市・日生町・吉永町の現況		
		備前市	日生町	吉永町
市 町 章	制定時期	昭和46年11月3日	昭和47年4月1日	昭和40年10月1日
	概要	<p>備前市の頭字ビの図案化で円形で市民の融和、平和、団結を表わし輪郭より突出する右手は無限の大空を力強く指差して向上、発展、飛躍を示し限りなく前進を続ける備前市を象徴する。</p> 	<p>中央は波間から力強く昇る日輪（日生町の町勢）を表し、右の波は男波、左の波は女波を表し、町の躍進を右の男波で、協調を左の女波で表現しています。</p> 	<p>ひらがなの「よ」を3つ組み合わせて図案化したものです。中央の円形は町民の団結と円満を意味し、三方向に突き出した三角形は八塔寺山、竜泉山、敦土山を中心として四方に連なる広大な山林をあらわしています。また3つの小円は3カ町村合併による本町の生い立ちを意味しています。全体を亀の形にあらわしているのは、旧岡山藩池田家歴代の墓所に用いられている巨大な亀石にヒントを得て何事もあせらず、着実な歩みを続ける町民のねばり強さを象徴しています。</p> 

	備前市	日生町	吉永町
市町民憲章	<p>【制定時期】 昭和46年11月3日</p> <p>わたくしたちは備前市民であることに誇りと責任を感じ市民憲章のもとに力を合わせよりよい備前市をつくることに努めましょう</p>	<p>【制定時期】 昭和60年3月31日</p> <p>私たちは美しい自然にはぐくまれたふるさと日生町を愛し海と太陽の恵みを生かした心豊かで活力のある町づくりをめざします</p>	<p>【制定時期】 平成12年4月1日</p> <p>私たち町民は豊かな自然に囲まれ歴史と文化の薫る環境の中に生きています これからも自然を守り後世に引き継ぐため次のことを実践していきます</p>
	<p>1 自然を愛し美しい住みよいまちをつくりましょう</p> <p>1 人を愛しあたたかい友情に結ばれたまちをつくりましょう</p> <p>1 家庭を愛し健康で明るいしあわせなまちをつくりましょう</p> <p>1 仕事を愛し豊かな生きがいのある町をつくりましょう</p> <p>1 伝統を愛し文化のかおり高いまちをつくりましょう</p>	<p>1 恵まれた自然を生かし住みよい町をつくりま</p> <p>1 教養と文化を高め心豊かな町をつくりま</p> <p>1 心と体を鍛え健康な町をつくりま</p> <p>1 伸びゆく若い力を育て活力のある町をつくりま</p> <p>1 愛と奉仕の心を養い明るい町をつくりま</p>	<p>1 私たちは美しい水と緑の環境を守り育てま</p> <p>1 私たちは環境にやさしい夢と魅力ある町づくりを目指しま</p> <p>1 私たちは資源を大切にしゴミの減量化に努めま</p> <p>1 私たちはゴミのポイ捨てをやめ道路や河川をきれいにしま</p> <p>1 私たちはみんなの知恵と創造で資源循環型社会を築きま</p>

		備前市	日生町	吉永町
市町花	制定時期	昭和56年4月25日	平成7年3月19日	昭和54年3月1日
	花名	さつき	ヤマツツジ	梅
市町木	制定時期	昭和56年4月25日	平成7年3月19日	昭和54年3月1日
	木名	うばめがし	ヤマモモ	ひのき
市町鳥	制定時期		平成7年3月19日	
	鳥名		アオサギ	
市町魚	制定時期		平成7年3月19日	
	魚名		シャコ	

	備 前 市	日 生 町	吉 永 町
名 誉 市 町 民	備前市名誉市民条例(昭和 46 年 4 月 1 日条例第 4 号) 既授与者 故人 3 名 生存 0 名	日生町名誉町民条例(平成 6 年 6 月 30 日条例第 7 号) 日生町名誉町民条例施行規則(平成 6 年 6 月 30 日規則第 6 号) 既授与者 故人 5 名 生存 0 名	該当なし
表 彰	備前市表彰条例(昭和 46 年 4 月 1 日条例第 5 号) 備前市表彰条例施行規則(昭和 46 年 4 月 1 日規則第 2 号) 備前市市民栄誉表彰規程(昭和 62 年 3 月 25 日訓令第 4 号) 備前市体育功労者表彰規程(平成 8 年 10 月 9 日訓令第 24 号)	日生町表彰条例(昭和 40 年 3 月 26 日条例第 14 号) 日生町表彰条例施行規則(昭和 59 年 4 月 1 日規則第 2 号)	吉永町表彰規則(昭和 53 年 4 月 27 日規則第 9 号)
宣 言	暴力追放決議 昭和47年10月 3日定例会 昭和50年 9月19日定例会 昭和54年 1月16日臨時会 平成 4年 6月23日定例会 覚醒剤追放宣言決議 昭和63年12月20日定例会 暴走族追放宣言決議 平成元年 6月20日定例会	暴力追放決議宣言 昭和 54 年 3 月 19 日定例会 覚せい剤追放宣言決議 昭和 63 年 12 月 16 日定例会 暴走族追放宣言 平成元年 6 月 22 日定例会	暴力団追放に関する宣言 平成 4 年 7 月 15 日定例会 暴力団追放に関する宣言 平成 10 年 6 月 29 日定例会 極左暴力集団根絶に関する宣言 昭和 61 年 12 月 22 日定例会 覚せい剤追放宣言 昭和 63 年 10 月 26 日定例会 暴走族追放宣言 平成元年 7 月 14 日定例会

	備 前 市	日 生 町	吉 永 町
宣 言	<p>交通安全推進決議 昭和60年 6月22日定例会</p> <p>平和都市宣言 昭和60年 6月22日定例会</p> <p>青少年健全育成都市宣言 昭和54年 3月19日定例会</p>	<p>シートベルト着用推進の街宣言 平成 10年 6月 23日定例会</p> <p>非核平和宣言 昭和 60年 12月 24日定例会</p> <p>ゆとり宣言 平成 2年 6月 12日定例会</p> <p>モラル町宣言 平成 13年 3月 16日定例会</p>	<p>交通三悪追放宣言 昭和 63年 2月 8日臨時会</p> <p>「シートベルト着用推進の街」宣言 平成 10年 6月 29日定例会</p> <p>非核町宣言 昭和 57年 12月 16日定例会</p> <p>ゆとり宣言 平成 2年 7月 17日定例会</p> <p>環境の町宣言 平成 11年 6月 29日定例会</p> <p>吉永町民環境憲章 平成 12年 4月 1日制定</p>
シンボルマーク			該当なし

【先進地の事例】

先進地名	合併期日	調整内容
東かがわ市	平成15年4月1日	<ol style="list-style-type: none"> 1 市章、市民憲章、市木、市花、市歌、宣言及び各種行事等については、新市において調整する。 2 表彰については、新市に移行後、速やかに制度化を図る。
さぬき市	平成14年4月1日	<ol style="list-style-type: none"> 1 市章、市民憲章、市木、市花、市歌及び表彰規定については、新市において新たに定める。 2 各種イベントについては、原則として現行のとおりとするが、新市において調整を図る。
さいたま市	平成13年5月1日	<ol style="list-style-type: none"> 1 市章、市の木、市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。 2 市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。 3 名誉市民、市民栄誉賞、文化賞及び市政功労賞については、新市において継続する。
西東京市	平成13年1月21日	<ol style="list-style-type: none"> 1 市章は、新市において調整する。 2 市の木、花、鳥は、新市において調整する 3 市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において調整する。
篠山市	平成11年4月1日	<ol style="list-style-type: none"> 1 市章、市民憲章、市木、市花及び市歌については、新市において調整するものとする。 2 宣言及び表彰については、新市において調整するものとする。
邑久郡合併協議会	平成16年3月1日 (予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市章、市民憲章、市の花、市の木、CI等に関する事、宣言及び表彰については、新市において新たに定める。ただし、名誉町民は、新市に引き継ぐものとする。

協議第 23 号

人権政策・男女共同参画事業について

人権政策・男女共同参画事業について、次のとおり提案する。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進を図るため、新市において関係事業を引き続き実施する。
- 2 男女共同参画事業については、新市において引き続き実施する。

平成 15 年 12 月 19 日 提出

備前市・日生町・吉永町合併協議会

会長 栗山 志朗

備前市・日生町・吉永町合併協議会の調整方針(案)

協定項目番号	24 - (1)	協定項目名	人権政策・男女共同参画事業
調整方針	1 人権教育及び人権啓発の推進を図るため、新市において関係事業を引き続き実施する。 2 男女共同参画事業については、新市において引き続き実施する。		

事務事業名	備前市・日生町・吉永町の現況			備考
	備前市	日生町	吉永町	
人権教育及び人権啓発の推進事業	人権教育及び啓発に関する施策の推進及び連絡調整 <人権教育> 講師の派遣 P T Aを対象とした人権教育の推進 指導者養成講座の開催 交流活動と自立促進事業の実施 人権教育推進市町村事業の実施 人権教育推進委員会による調査研究と広報活動の実施 <人権啓発> 人権啓発講演会の開催 人権問題研修会 人権啓発標語の募集・ポスター作成 人権啓発ビデオ購入 諮問機関等 備前市人権施策検討委員会 岡山県都市人権推進事業連絡協議会 備前地区人権施策連絡協議会 施設の設置・管理 小集会所 共同作業場	人権教育及び啓発に関する施策の推進及び連絡調整 <人権教育> 人権教育推進協議会の開催 指導者養成講座の開催 学校(園)教育・P T A人権教育の推進 人権啓発・広報活動事業 人権教育推進大会の実施 <人権啓発> 啓発冊子の作成 啓発ポスターの掲示 人権啓発標語、ポスターの募集 人権啓発ビデオの購入	人権教育及び啓発に関する施策の推進及び連絡調整 <人権教育> 社会人権教育推進者養成講座 指導者養成講座の開催 人権啓発活動事業 人権教育推進委員会による研修会開催と広報活動の実施 <人権啓発> チラシ等の作成 啓発パネルの展示 人権啓発標語、ポスターの募集	

事務事業名	備前市	日生町	吉永町	備考
隣保館運営・啓発活動事業	人権擁護機関との啓発 街頭宣伝 広報車による巡回宣伝 講演会・座談会 パネル展 ポスター・リーフレットによる啓発 懸垂幕による啓発 隣保事業及び人権啓発活動の推進 人権学習会 教養講座 人権講座 ふれあいサロン講座 ライフサポート講座 陶芸教室 イベント活動 文化祭 ゲートボール大会 囲碁、将棋大会 啓発活動事業 ふれあい給食 いんべ会館だよりの発行 自主活動 相談事業 貸館業務 付属機関等 備前市隣保館運営委員会 岡山県隣保館連絡協議会 備前地区隣保館連絡協議会			

事務事業名	備前市	日生町	吉永町	備考
男女共同参画推進事業	<p>男女共同参画に関する施策の推進及び連絡調整</p> <p>びぜん男女共同参画推進プラン（仮称）男女共同参画条例 諮問機関等の設置・運営 推進協議会、推進委員会、女性政策推進連絡会 男女共同参画交流サロン（愛称 ウィズびぜん）の設置・運営 啓発事業 男女共同参画出前講座 標語の募集・ポスターの作成 男と女のきらめきフェスタ 広報事業 市職員研修 女性のエンパワーメント事業 いきいき女性塾 男女共同参画活動事業補助 男女共同参画社会を目指す団体・グループの支援 男女共同参画に関する情報の収集・提供 DV相談の総合調整 啓発パンフレット等の作成</p>	<p>男女共同参画に関する施策の推進及び連絡調整</p> <p>男女共同参画社会づくり フォーラム・講演会等への参加 男女共同参画に関する情報の収集・提供</p>	<p>男女共同参画に関する施策の推進及び連絡調整</p> <p>研修会を開催（H15 年度 1 回実施）</p>	

【関係法令】

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（抜粋）

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行なう人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行なわなければならない。

（地方公共団体の責務）

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の職務執行区域）

第10条 人権擁護委員は、その者の置かれている市町村の区域内において、職務を行うものとする。但し、特に必要がある場合においては、その区域外においても、職務を行うことができる。

（委員の職務）

第11条 人権擁護委員の職務は、左の通りとする。

1. 自由人権思想に関する啓もう及び宣伝をなすこと。
2. 民間における人権擁護運動の助長に努めること。

社会福祉法（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において「社会福祉事業」とは、第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業をいう。

3 次に掲げる事業を第2種社会福祉事業とする。

11. 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させること、その他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）

男女共同参画社会基本法（抜粋）

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）（抜粋）

（前 文）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（定 義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ）からの身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者（配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する責務を有する。

【先進地の事例】

先進地名	合併期日	調整内容
さいたま市	平成13年5月1日	女性政策事業については、男女共同参画社会を目指す行動計画を再編し、事業推進に努めるものとする。女性センターにかかる事業については、埼玉県女性センター（仮称）計画との調整を図り進めるものとする。
西東京市	平成13年1月21日	新市において、新たに女性行動計画を策定する。
邑久郡合併協議会	平成16年3月1日 （予定）	女性政策事業については、新市に引き継ぎ実施する。また、新市において、「男女共同参画基本計画」を策定する。
高梁地域合併協議会	平成16年10月1日 （予定）	人権教育及び人権啓発の推進を図るため、新市においても関係事業を引き続き実施する。男女共同参画社会事業については、新市において引き続き実施する。男女共同参画社会を実現するため、新市においてすみやかに条例を制定し、計画を策定する。

協議第 24 号

電算システム事業について

電算システム事業について、次のとおり提案する。

電算システム事業については、合併時に電算システムを統合し、住民サービスの低下を招かないよう調整する。

平成 15 年 12 月 19 日 提出

備前市・日生町・吉永町合併協議会
会長 栗山 志朗

備前市・日生町・吉永町合併協議会の調整方針（案）

協定項目番号	24-(2)	協定項目名	電算システム事業
調整方針	電算システム事業については、合併時に電算システムを統合し、住民サービスの低下を招かないよう調整する。		

備前市・日生町・吉永町の現況(主な電算システムの導入状況)

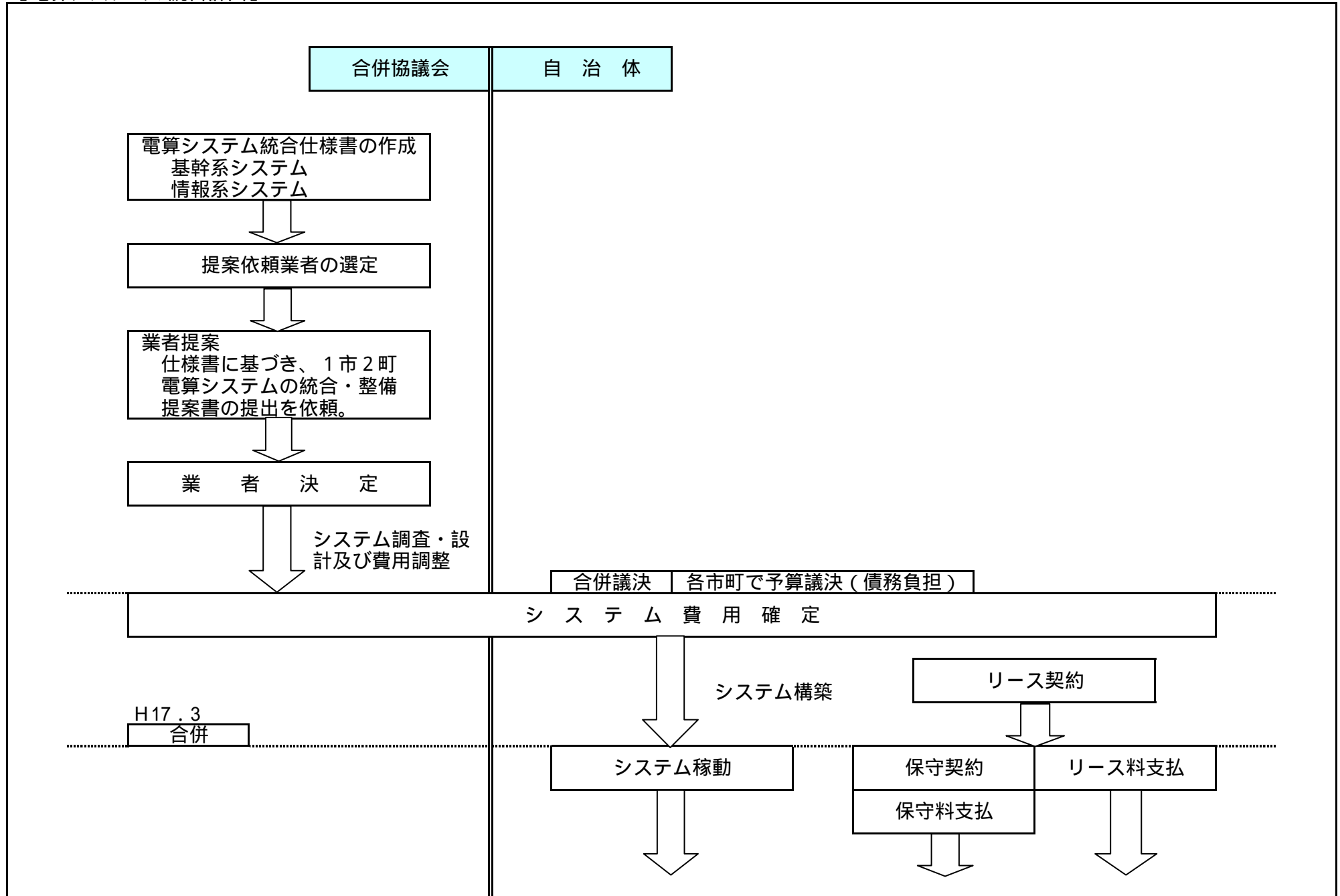
(平成15年11月末現在)

事務名		備前市	日生町	吉永町	備考	
基 幹 系	1	住民記録			照会、発行、異動、証明書、統計表	
	2	住民基本台帳ネットワーク			市町村CS連動、証明書広域交付	
	3	印鑑登録			審査、登録、異動、証明書、統計表	
	4	住登外登録・宛名			登録、照会、抹消、宛名管理	
	5	選挙			資格照会/修正、帳票、選挙統計	
	6	選挙不在者投票		×	×	選挙人名簿異動、直接・施設・郵便・滞在請求処理 施設投票・修正・照会、請求修正・取消・照会、帳票
	7	国民健康保険				資格照会、異動、更正
	8	国民年金				異動、照会、発行
	9	飼い犬管理			×	登録、帳票、台帳
	10	住民税				照会、発行、異動、更正、賦課、年次・月次処理
	11	住民税申告受付		×		申告書処理、帳票
	12	法人住民税				法人宛名、収納、証明書、帳票、調定、統計表
	13	固定資産税				照会、発行、異動、更正、賦課、年次・月次処理、評価替
	14	軽自動車税				照会、発行、異動、更正、賦課、年次・月次処理
	15	国民健康保険税				照会、発行、異動、更正、賦課、年次処理
	16	収納消込				照会、発行、滞納整理、消込、還付充当、口座振替、更正 年度末処理

事務名		備前市	日生町	吉永町	備考	
基 幹 系	17	地籍管理			地籍図管理	
	18	家屋評価	×	×	家屋評価計算、平面図管理	
	19	児童手当			認定・登録、異動照会、支払処理、年次処理、帳票	
	20	児童扶養手当		×	×	受付、照会、支払、債権管理、現況届、管理帳票、統計
	21	保育料		×	×	保育台帳照会・登録、年次処理、収納、集計、帳票
	22	老人医療			×	資格管理、医療費支給、帳票
	23	老人保健		×		異動・変更、帳票、判定、負担金申請
	24	ひとり親医療費		×	×	資格管理、医療費支給、帳票
	25	障害者医療費		×	×	資格管理、医療費等支給、帳票 在宅重度手当支給、通学通園奨励費支給
	26	乳幼児医療費		×	×	資格管理、医療費支給、帳票
	27	高額療養費				高額療養費管理（国保連合会提供システムを利用中）
	28	心身障害者		×	×	手帳管理、日常生活用具管理、知的障害者施設設置 A D L 情報管理、交通費、手当、更生医療、支援費管理
	29	介護保険				資格管理、保険料納付管理、受給者管理、給付実績管理
	30	生活保護		×		法定・経理・介護・医療・統計・調査事務
	31	日赤社員管理		×		宛名管理、納入書
	32	健康管理				各種検診、予防接種
	33	栄養分析		×		献立作成、栄養計算・分析
	34	し尿管理		×	×	対象者管理、台帳、料金算定、帳票
35	公営住宅管理		×	×	異動照会、収納、帳票	
36	住宅新築資金等償還管理		×	×	償還計算、消込、帳票	
37	下水道受益者負担金				受益者・受益地管理、帳票、収納	

事務名		備前市	日生町	吉永町	備考	
基 幹 系	38	土木積算		×	工事積算、統計、集計	
	39	水田営農			異動、計画書、作付け管理	
	40	農家台帳		×	農地の賃貸借、異動、農業委員会	
	41	人事		×	職員管理、異動管理	
	42	給与			昇給査定、統計、支給計算、予算管理、更新、帳票	
	43	退職振替		×	×	退職振替整理
	44	学校教育		×		世帯情報照会、学齢簿/通知、生徒名簿照会、帳票
情 報 系	45	グループウェア			電子メール、スケジュール管理、電子キャビネット	
	46	防災業務支援		×	×	被害・活動状況の管理
	47	テレビ会議		×		テレビ会議
	48	K I O S K 端末			×	住民公開用端末
	49	ホームページ				ホームページの作成、更新
	50	公共施設予約		×	×	公共施設予約
	51	財務会計				財務会計、予算・決算、起債管理
	52	映像配信		×		動画情報の配信
	53	学校間交流		×	×	各学校の情報の公開
	54	図書館横断検索		×	×	貸出管理、目録・蔵書整理、県横断検索システムへの対応
	55	例規検索		×	×	例規検索
56	総合行政ネットワーク				自治体間の連絡システム	

【電算システムの統合計画】



【光ファイバー接続施設】

(平成15年11月末現在)

備 前 市		日 生 町		吉 永 町	
1	備前市役所	1	日生町役場	1	吉永町役場
2	三石出張所	2	日生町民会館	2	三国出張所
3	市民センター(中央公民館)	3	日生町民体育館	3	紅葉会館
4	総合運動公園(市民体育館)	4	日生町立病院	4	吉永町浄化センター
5	備前病院	5	寒河コミュニティセンター	5	神根小学校
6	東備水道	6	日生町社会福祉協議会	6	三国小学校
7	東備消防組合消防本部	7	観光情報センター	7	吉永小学校
8	備前浄化センター	8	寒河東倶楽部	8	吉永中学校
9	クリーンセンター備前	9	日生西小学校		
10	リフレセンター	10	日生東小学校		
11	備前焼伝統産業会館	11	日生中学校		
12	東鶴山公民館	12	日生幼稚園		
13	西鶴山小学校	13	日生保育園		
14	香登小学校				
15	伊部小学校				
16	片上小学校				
17	伊里小学校				
18	東鶴山小学校				
19	三石小学校				
20	備前中学校				
21	伊里中学校				
22	三石中学校				
23	片上高等学校				

【先進地の事例】

先進地名	合併期日	調整内容
東かがわ市	平成15年4月1日	電算システム事業の取扱いについては、合併時に電算システムを統合し、住民サービスの低下を招かないよう調整する。
さぬき市	平成14年4月1日	新市の電算業務については、合併時に電算機器及びシステムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。ただし、単独処理業務システムについては、合併時に調整する。
西東京市	平成13年1月21日	当面両市の既存の電算システム（ホストコンピュータ及びシステム）を有効活用しながら、住民サービスの低下を招かないように合併時の電算システムの統合を図るものとする。ただし、新市発足後、できるだけ速やかに新市の電算システムを構築し、地域情報化の課題に対応できる環境整備を行うものとする。
篠山市	平成11年4月1日	電算システム事業については、合併時に電算機器及びシステムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。ただし、単独処理業務システムについては、新市において調整する。
邑久郡合併協議会	平成16年3月1日 （予定）	電算システム事業については、合併時に電算システムを統合し、住民サービスの低下を招かないよう調整する。
赤磐郡合併協議会	平成17年3月末日 までの早い日	電算システム事業については、合併時に電算システムを統合し、住民サービスの低下を招かないよう調整する。

協議第 25 号

国際交流事業について

国際交流事業について、次のとおり提案する。

国際交流、姉妹都市等の事業については、新市に引き継ぐものとする。

平成 15 年 12 月 19 日 提出

備前市・日生町・吉永町合併協議会

会長 栗山 志朗

備前市・日生町・吉永町合併協議会の調整方針(案)

協定項目番号	24 - (3)	協定項目名	国際交流事業
調整方針	国際交流、姉妹都市等の事業については、新市に引き継ぐものとする。		

事務事業名	備前市・日生町・吉永町の現況			備考
	備前市	日生町	吉永町	
国際交流事業	<p>国際交流事業</p> <p>ホームステイの紹介</p> <p>外国語講座及び日本語講座の開催</p> <p>外国に関する資料の収集及び提供</p> <p>県、市及び他の国際交流団体と連携した事業の実施</p> <p>その他事業目的を達成するために必要な事業</p>	<p>国際交流事業</p> <p>小学生海外派遣団（韓国蔚山）</p> <p>中学生海外派遣団（オーストラリア）</p> <p>ボランティア通訳・翻訳者の登録及び紹介</p> <p>韓国小学生招聘</p> <p>外国語（英語、韓国語、中国語）講座及び日本語講座開催</p> <p>国際理解教育の推進</p>	<p>国際交流事業</p> <p>県、町及び他の国際交流団体と連携した事業の実施</p> <p>その他事業目的を達成するために必要な事業</p> <p>国際交流ヴィラ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヴィラの所在地：吉永町加賀美 ・平成元年4月オープン ・県内に6ヶ所あるヴィラの1つ <p>吉永町国際交流協会</p> <p>国際交流事業の実施</p> <p>ホームステイ、ホームビジット、ボランティア通訳・翻訳者の登録及び紹介</p> <p>外国語講座及び日本語講座の開催</p> <p>外国に関する資料の収集及び提供</p> <p>県、町及び他の国際交流団体と連携した事業の実施</p>	

事務事業名	備前市	日生町	吉永町	備考
姉妹都市事業	姉妹都市事業 該当なし	姉妹都市事業 韓国・蔚山広域市東区文化協会と文化協定を締結しており、姉妹都市事業は検討中	姉妹都市事業 1990年(平成2年)1月18日オーストラリア・クレーア町と国際友好姉妹都市縁組締結	

【先進地の事例】

先進地名	合併期日	調整内容
東かがわ市	平成15年4月1日	姉妹都市については、現行のとおり新市に引継ぐ。
さぬき市	平成14年4月1日	姉妹都市、友好交流事業は、現行のとおり新市に引継ぐものとする。
篠山市	平成11年4月1日	姉妹都市については、新市に引継ぐ。
邑久郡合併協議会	平成16年3月1日 (予定)	姉妹都市、国際交流事業など3町で実施している各種交流事業については、現行のとおり新市に引継ぐものとする。
赤磐郡合併協議会	平成17年3月末日 までの早い日	姉妹都市等の交流事業については、新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。

提 案 事 項

- 協議第 26 号 一部事務組合等の取扱い(その 1)について
- 協議第 27 号 市町名・字名の取扱いについて
- 協議第 28 号 消防団の取扱いについて
- 協議第 29 号 防災関係事業について
- 協議第 30 号 勤労者・消費者関連事業について

協議第 26 号

一部事務組合等の取扱い(その 1)について

一部事務組合等の取扱い(その 1)について、次のとおり提案する。

- 1 東備水道企業団については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務、財産及び債務を新市に引き継ぐ。また、一般職の職員は新市の職員として身分を引き継ぐ。
- 2 和気老人ホーム組合、和気北部衛生施設組合、和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合、岡山市町村税整理組合、岡山市町村職員退職手当組合、岡山市町村非常勤職員公務災害補償組合、岡山市消防補償等組合、岡山市町村職員互助組合及び旭東用排水組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に新たに当該組合に加入する。
- 3 東備介護認定審査会については、合併の日の前日をもって当該審査会から脱退し、新市において合併の日に新たに介護認定審査会を設置する。
- 4 病院群輪番制病院等運営費補助金に関する事務の委託については、合併の日の前日をもって委託に関する規約を廃止し、新市において合併の日に現行の事務委託規約の内容により委託する。

平成 16 年 1 月 28 日 提出

備前市・日生町・吉永町合併協議会
会長 栗山 志朗

備前市・日生町・吉永町合併協議会の調整方針（案）

協定項目番号	14	協定項目名	一部事務組合等の取扱い(その1)
調整方針			<p>1 東備水道企業団については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務、財産及び債務を新市に引き継ぐ。また、一般職の職員は新市の職員として身分を引き継ぐ。</p> <p>2 和気老人ホーム組合、和気北部衛生施設組合、和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合、岡山県市町村税整理組合、岡山県市町村職員退職手当組合、岡山県市町村非常勤職員公務災害補償組合、岡山県消防補償等組合、岡山県市町村職員互助組合及び旭東用排水組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に新たに当該組合に加入する。</p> <p>3 東備介護認定審査会については、合併の日の前日をもって当該審査会から脱退し、新市において合併の日に新たに介護認定審査会を設置する。</p> <p>4 病院群輪番制病院等運営費補助金に関する事務の委託については、合併の日の前日をもって委託に関する規約を廃止し、新市において合併の日に現行の事務委託規約の内容により委託する。</p>

(一部事務組合)

組合等の名称	設置年月日	構成団体名	共同処理する事務	事務所の所在地
東備水道企業団	昭和46年4月1日	備前市・日生町	水道事業・し尿処理事業	備前市坂根331-1
和気老人ホーム組合	昭和27年9月1日	日生町・吉永町・和気町・佐伯町・熊山町	養護老人ホームの設置、管理及び運営	和気町藤野1025
和気北部衛生施設組合	昭和41年4月12日	吉永町・和気町・佐伯町・熊山町・吉井町	ごみの収集処理・火葬場の運営管理・和気鶉飼谷温泉の管理運営	和気町益原1512-3
和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合	昭和41年2月10日	吉永町・和気町・佐伯町・山陽町・赤坂町・熊山町・吉井町	し尿処理の収集処理	和気町本2
岡山県市町村税整理組合	昭和33年4月1日	備前市・日生町・吉永町外67市町村	市町村税の納付の啓蒙及び滞納処分	岡山市今2-2-1 岡山県市町村振興センター内

組合等の名称	設置年月日	構成団体名	共同処理する事務	事務所の所在地
岡山県市町村職員退職手当組合	昭和34年4月1日	備前市・日生町・吉永町外全町村、47組合等	退職手当の支給	岡山市今2-2-1 岡山県市町村振興センター内
岡山県市町村非常勤職員公務災害補償組合	昭和43年4月1日	備前市・日生町・吉永町外全町村、50組合等、6財産区	非常勤職員の公務災害補償	岡山市今2-2-1 岡山県市町村振興センター内
岡山県消防補償等組合	昭和27年4月1日	備前市・日生町・吉永町外全市町村	非常勤消防団員及び作業従事者等に係る損害補償並びに非常勤消防団員退職報償金の支給	岡山市今2-2-1 岡山県市町村振興センター内
岡山県市町村職員互助組合	昭和38年4月1日	備前市・日生町・吉永町外全町村、47組合等	医療補助金、生活資金及び祝金の給付等	岡山市今2-2-1 岡山県市町村振興センター内
旭東用排水組合	昭和37年3月20日	備前市・岡山市・牛窓町・邑久町・長船町	用排水に関する事務	邑久町尾張300-1 邑久町役場内

(共同設置)

組合等の名称	設置年月日	設置団体名	幹事団体	設置機関の種類
東備介護認定審査会	平成11年8月1日	日生町・吉永町・和気町・佐伯町	和気町	介護認定審査会

(委託事務)

委託事務	委託年月日	委託団体	受託団体名
病院群輪番制病院等運営費補助金に関する事務	昭和53年12月23日	備前市・日生町・吉永町外2市14町	岡山市

東備水道企業団（水道事業）

（単位：円、人）

資産の種類		固定資産			債務 企業債(未償還残高)	一般職の 職員数
		資産額	減価償却累計額	償却未済額		
有形	土地	234,995,776		234,995,776	1,455,053,897	27
	建物	202,875,734	84,007,882	118,867,852		
	構築物	9,012,586,025	3,083,981,769	5,928,604,256		
	機械及び装置	1,240,857,822	734,433,369	506,424,453		
	車両運搬具	12,979,950	11,261,047	1,718,903		
	工具・器具及び備品	25,707,596	21,446,394	4,261,202		
	小計	10,730,002,903	3,935,130,461	6,794,872,442		
	建設仮勘定	1,950,000		1,950,000		
合計	10,731,952,903	3,935,130,461	6,796,822,442			
無形	水利権	3,253,265				

固定資産及び債務については、平成15年3月31日現在。一般職員については、平成15年4月1日現在

東備水道企業団（し尿処理事業）

（単位：円、人）

資産の種類		固定資産			債務 企業債(未償還残高)	一般職の 職員数
		資産額	減価償却累計額	償却未済額		
	土地	25,589,219		25,589,219	279,632,138	5
	建物	74,087,624	34,851,489	39,236,135		
	構築物	140,219,426	85,705,660	54,513,766		
	機械及び装置	1,009,842,925	567,730,772	442,112,153		
	車両運搬具	843,880	706,832	137,048		
	工具・器具及び備品	2,486,600	2,134,992	351,608		
	小計	1,253,069,674	691,129,745	561,939,929		
	建設仮勘定	4,410,000		4,410,000		
	合計	1,257,479,674	691,129,745	566,349,929		

固定資産及び債務については、平成15年3月31日現在。一般職員については、平成15年4月1日現在

【関係法令】

地方自治法（抜粋）

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

[一部事務組合]

（組合の種類及び設置）

第284条

2 普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

（第1項ただし書き及び第2項 省略）

（解散）

第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（財産処分）

第289条 第286条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

[共同設置]

（機関等の共同設置）

第252条の7 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員、同条第3項に規定する附属機関、普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する吏員、書記その他の職員又は第174条第1項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

2 前項の規定による執行機関、附属機関若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同行の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第252条の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。

[委託事務]

（事務の委託）

第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

- 2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。
- 3 第252条の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。

【先進地の事例】

先進地名	合併期日	調整内容
篠山市	平成11年4月1日	<p>一部事務組合等については、4町及び多紀郡広域行政事務組合は、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し新町において合併の日に当該組合に加入する。</p> <p>事務委託については、4町は合併の日の前日をもって規約を廃し、新町において現行の事務委託規約の内容により合併の日に締結する。ただし、西紀町及び丹南町に係る視聴覚ライブラリーの事務の委託については、2町は合併の日の前日をもって規約を廃する。</p>
さぬき市	平成14年4月1日	<p>香川県市町村職員共済組合については合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。</p> <p>富田県行造林組合外7組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。</p> <p>香川県町村職員退職手当組合及び町村非常勤職員公務災害補償等組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退する。</p>
南アルプス市	平成15年4月1日	<p>6市町村内で構成している一部事務組合については解散し、新市の事業部門に編入する。</p> <p>6市町村以外の公共団体と構成している一部事務組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市として合併期日に当該組合に加入する。</p>
邑久郡合併協議会	平成16年3月1日 (予定)	<p>邑久広域連合、邑久牛窓清掃施設組合、邑久消防組合、邑久牛窓水道企業団、邑久郡視聴覚教育協議会、邑久郡少年育成協議会については、合併の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務、財産及び債務を新市へ引き継ぐ。また、一般の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。</p> <p>旭東用排水組合、岡山市外3町衛生施設組合、岡山県市町村税整理組合、岡山県市町村職員退職手当組合、岡山県市町村非常勤職員公務災害補償組合、岡山県消防補償等組合及び岡山県市町村職員互助組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。</p> <p>岡山県南広域市町村圏振興協議会については、合併の日の前日をもって当該協議会から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。</p> <p>公平委員会事務及病院群輪番制病院等運営費補助金に関する事務については、合併の日の前日をもって委託に関する規約を廃し、新市において合併の日に現行の事務委託契約の内容により委託する。</p>

協議第 27 号

市町名・字名の取扱いについて

市町名・字名の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 字の区域については、現行のとおりとする。
- 2 市町名・字名については、次のとおりとする。
 - (1) 備前市については、「備前市」を新市の名称に置き換える。
 - (2) 日生町については、現行の大字名から「大字」の字句を削除し、「和気郡」を新市の名称に置き換える。
 - (3) 吉永町については、「和気郡」を新市の名称に置き換える。

平成 16 年 1 月 28 日 提出

備前市・日生町・吉永町合併協議会
会長 栗山 志朗

備前市・日生町・吉永町合併協議会の調整方針(案)

協定項目番号	18	協定項目名	市町名・字名の取扱い
調整方針	<p>1 字の区域については、現行のとおりとする。</p> <p>2 市町名・字名については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 備前市については、「備前市」を新市の名称に置き換える。</p> <p>(2) 日生町については、現行の大字名から「大字」の字句を削除し、「和気郡」を新市の名称に置き換える。</p> <p>(3) 吉永町については、「和気郡」を新市の名称に置き換える。</p>		

備前市・日生町・吉永町の現況					
区分	備前市		日生町	吉永町	備考
字名	新庄 畠田 坂根 福田 香登西 香登本 大内 伊部 浦伊部 久々井 西片上 東片上 閑谷 木谷	伊里中 蕃山 麻宇那 友延 穂浪 鶴海 佐山 三石 野谷 八木山	大字日生 大字大多府 大字寒河 大字寺山 大字福浦	金谷 福満 南方 吉永中 三股 岩崎 今崎 神根本 高田 和意谷 加賀美 多麻 都留岐 笹目	
例	備前市西片上 ↓ 市西片上		和気郡日生町大字日生 ↓ 市日生町日生	和気郡吉永町吉永中 ↓ 市吉永町吉永中	

【関係法令】

地方自治法(抜粋)

(市町村区域内の町又は字の区域)

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

【先進地の事例】

先進地名	合併期日	調整内容
さぬき市	平成14年4月1日	<p>1 字の区域は、従前のおりとする。</p> <p>2 町、字の名称については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 津田町、大川町、寒川町においては、「大川郡」をさぬき市に置き換える。</p> <p>(2) 志度町においては、「大川郡志度町大字」をさぬき市に置き換える。</p> <p>(3) 長尾町においては、原則として「大川郡長尾町」をさぬき市に置き換える。ただし、字名「西」、「東」、「名」については、各々「長尾西」、「長尾東」、「長尾名」に変更する。また、「多和」については、「大川郡長尾町多和字」を「さぬき市多和」に置き換える。</p> <hr/> <p>[例1] <u>大川郡津田町</u> 1番地 <u>さぬき市津田町</u> 1番地</p> <p>[例2] <u>大川郡志度町大字</u> 1番地 <u>さぬき市</u> 1番地</p> <p>[例3] <u>大川郡長尾町</u> 1番地 <u>さぬき市</u> 1番地</p> <p>[例4] <u>大川郡長尾町西</u> 1番地 <u>さぬき市長尾西</u> 1番地</p>
篠山市	平成11年4月1日	<p>各町の町・字の区域は、従前のおりとする。</p> <p>篠山町、西紀町、丹南町は、「多紀郡 町」を「篠山市」に置き換える。</p> <p>今田町は、「多紀郡」を「篠山市」に置き換える。</p> <hr/> <p>[例1] <u>多紀郡丹南町</u> 1番地 <u>篠山市</u> 1番地</p> <p>[例2] <u>多紀郡今田町</u> 1番地 <u>篠山市今田町</u> 1番地</p>

先進地名	合併期日	調整内容
<p>邑久郡合併協議会</p>	<p>平成16年3月1日 (予定)</p>	<p>1 字の区域については、従前のおりとする。 2 町・字の名称については、「邑久郡」を「市」に置き換える。</p> <hr/> <p>[例] <u>邑久郡</u>邑久町 1番地 <u>市</u>邑久町 1番地</p>
<p>高梁地域合併協議会</p>	<p>平成16年10月1日 (目標)</p>	<p>1 1市4町の町・字の区域については、現行のおりとする。 2 1市4町の町・字の名称については、次のとおりとする。 (1) 高梁市については、現行のおりとする。 (2) 有漢町、成羽町、川上町及び備中町については、現行の大字名から「大字」の字句を削除し、「上房郡」「川上郡」を新市の名称に置き換える。</p> <hr/> <p>[例1] 高梁市 1番地 現行のおり [例2] <u>上房郡</u>有漢町大字 1番地 <u>高梁市</u>有漢町 1番地</p>
<p>赤磐郡合併協議会</p>	<p>平成17年3月31日 までの早い日</p>	<p>町の名称については、赤磐郡瀬戸町、同郡山陽町、同郡赤坂町、同郡熊山町及び同郡吉井町を「市」に置き換えるものとし、字の区域および名称については、従前のおりとする。 ただし、字の名称が同一である瀬戸町及び山陽町の「南方」については、地域住民の意向を尊重し、関係町で合併時まで調整する。 なお、「市」とあるのは、新市の名称である。</p> <hr/> <p>[例] <u>赤磐郡</u>山陽町 1番地 <u>市</u> 1番地</p>

協議第 28 号

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 消防団については、合併時に統合する。
- 2 組織等については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。
- 3 消防団員の報酬等については、合併時に調整する。

平成 16 年 1 月 28 日 提出

備前市・日生町・吉永町合併協議会
会長 栗山 志朗

備前市・日生町・吉永町合併協議会の調整方針（案）

協定項目番号	22	協定項目名	消防団の取扱い
調整方針	1 消防団は、合併時に統合する。 2 組織等については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。 3 消防団員の報酬等については、合併時に調整する。		

区分		備前市・日生町・吉永町の現況			
		備前市	日生町	吉永町	
条例	名称	備前市消防団条例		日生町消防団条例	吉永町消防団条例
	定数	684人		250人	250人
	任命	消防団長は、消防団の推せんに基づき、市長が任命し、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者のうちから、市長の承認を得て任命する。		消防団長は、消防団の推せんに基づき町長が、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから任用する。	消防団長は、消防団の推せんに基づき町長が、団長を除く団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから任用する。
組織	年齢	当該消防団の区域内に居住する年齢18歳以上の者。ただし、任命権者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。		当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する年齢18歳以上の者。	当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する年齢18歳以上の者。
	組織	団本部 西鶴山分団 香登分団 伊部分団 片上西分団 片上東分団 閑谷分団 蕃山分団 穂浪分団 東鶴山分団 三石東分団 三石南分団 三石西分団 計1本部12分団		団本部 第1分団 第2分団 第3分団 第4分団 第5分団 計1本部5分団	団本部 第1分団 第2分団 第3分団 計1本部3分団
	階級	団長、副団長、本部長、分団長、副本部長、副分団長、部長、班長、機長、団員		団長、副団長、本部長、副本部長、指導部長、分団長、副分団長、部長、班長、団員	団長、副団長、指導部長、本部長、分団長、副指導部長、指導員、副分団長、副本部長、部長、副部长、班長、団員
組織	団長の任期	3年 (平成16年2月10日まで)		2年 (平成17年3月31日まで)	2年 (平成16年3月31日まで)

区 分	備前市・日生町・吉永町の現況																																																					
	備 前 市	日 生 町	吉 永 町																																																			
年 間 の 活 動	<ul style="list-style-type: none"> ・出初式 ・防火週間広報(春・秋) ・市操法訓練大会 ・県操法訓練大会 ・署団合同訓練 ・中国5県消防関係者大会・和気郡消防協議会視察研修(2泊3日) ・防災訓練、隔年で総合防災訓練 ・普通救命講習会 ・幹部研修 ・閑谷学校消火訓練 ・年末夜警 分団長会議(団長、副団長、分団長) 随時、通常4回/年 	<ul style="list-style-type: none"> ・出初式(総合訓練) ・町操法訓練大会(春・秋) ・郡操法訓練大会 ・防火パレード(春・秋) ・サンバースフェスティバル警備 ・水防訓練 ・普通救命講習会(郡消防協議会) ・署団合同訓練 ・ひなせみなとまつり警備 ・盆夜警 ・ソフトボール訓練(東備圏域) ・非常呼集訓練 ・年末夜警等 幹部会(部長以上) 2月を除く毎月初旬 	<ul style="list-style-type: none"> ・出初式 ・防火パレード(春・秋) ・郡操法訓練大会 ・県操法訓練大会 ・署団合同訓練 ・普通救命講習会(郡消防協議会) ・中国5県消防関係者大会・和気郡消防協議会視察研修(2泊3日) ・早朝放水訓練 ・操法訓練大会 ・年末特別警戒(29～30日) 幹部会議(副分団長以上) 随時 																																																			
消 防 車 両 等	指令車 1台 消防ポンプ車 5台 小型動力ポンプ付積載車 22台	消防ポンプ車 5台 小型動力ポンプ付積載車 3台 積載車 1台	消防ポンプ車 1台 小型動力ポンプ付積載車 14台																																																			
報 酬 等	(年額)																																																					
	<table border="1"> <tr><td>団 長</td><td>111,000円</td></tr> <tr><td>副 団 長</td><td>73,000円</td></tr> <tr><td>分 団 長</td><td>57,000円</td></tr> <tr><td>副 分 団 長</td><td>37,000円</td></tr> <tr><td>部 長</td><td>29,000円</td></tr> <tr><td>班 長</td><td>18,000円</td></tr> <tr><td>団 員</td><td>14,000円</td></tr> </table>	団 長	111,000円	副 団 長	73,000円	分 団 長	57,000円	副 分 団 長	37,000円	部 長	29,000円	班 長	18,000円	団 員	14,000円	<table border="1"> <tr><td>団 長</td><td>85,000円</td></tr> <tr><td>副 団 長</td><td>60,000円</td></tr> <tr><td>本 部 長</td><td>51,000円</td></tr> <tr><td>副 本 部 長</td><td>47,000円</td></tr> <tr><td>指 導 部 長・分 団 長</td><td>44,000円</td></tr> <tr><td>副 分 団 長</td><td>33,000円</td></tr> <tr><td>部 長</td><td>30,000円</td></tr> <tr><td>班 長</td><td>17,000円</td></tr> <tr><td>団 員</td><td>14,000円</td></tr> </table>	団 長	85,000円	副 団 長	60,000円	本 部 長	51,000円	副 本 部 長	47,000円	指 導 部 長・分 団 長	44,000円	副 分 団 長	33,000円	部 長	30,000円	班 長	17,000円	団 員	14,000円	<table border="1"> <tr><td>団 長</td><td>78,400円</td></tr> <tr><td>副 団 長・指 導 部 長</td><td>56,800円</td></tr> <tr><td>本 部 長</td><td>48,800円</td></tr> <tr><td>分 団 長</td><td>39,200円</td></tr> <tr><td>副 指 導 部 長・指 導 員</td><td>39,200円</td></tr> <tr><td>副 分 団 長・副 本 部 長</td><td>28,600円</td></tr> <tr><td>部 長</td><td>25,000円</td></tr> <tr><td>副 部 長</td><td>18,000円</td></tr> <tr><td>班 長</td><td>16,000円</td></tr> <tr><td>団 員</td><td>13,700円</td></tr> </table>	団 長	78,400円	副 団 長・指 導 部 長	56,800円	本 部 長	48,800円	分 団 長	39,200円	副 指 導 部 長・指 導 員	39,200円	副 分 団 長・副 本 部 長	28,600円	部 長	25,000円	副 部 長	18,000円	班 長	16,000円	団 員
団 長	111,000円																																																					
副 団 長	73,000円																																																					
分 団 長	57,000円																																																					
副 分 団 長	37,000円																																																					
部 長	29,000円																																																					
班 長	18,000円																																																					
団 員	14,000円																																																					
団 長	85,000円																																																					
副 団 長	60,000円																																																					
本 部 長	51,000円																																																					
副 本 部 長	47,000円																																																					
指 導 部 長・分 団 長	44,000円																																																					
副 分 団 長	33,000円																																																					
部 長	30,000円																																																					
班 長	17,000円																																																					
団 員	14,000円																																																					
団 長	78,400円																																																					
副 団 長・指 導 部 長	56,800円																																																					
本 部 長	48,800円																																																					
分 団 長	39,200円																																																					
副 指 導 部 長・指 導 員	39,200円																																																					
副 分 団 長・副 本 部 長	28,600円																																																					
部 長	25,000円																																																					
副 部 長	18,000円																																																					
班 長	16,000円																																																					
団 員	13,700円																																																					

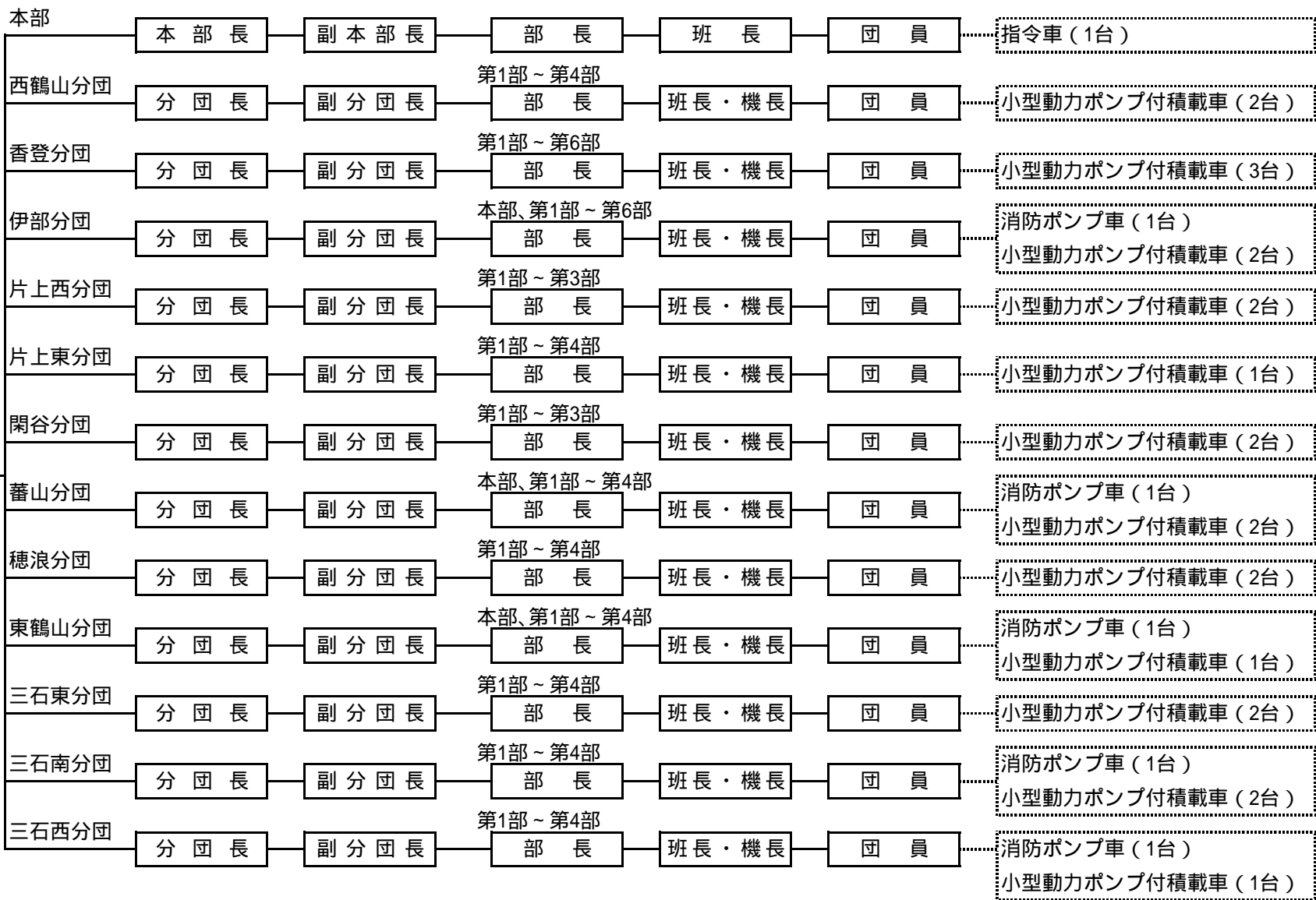
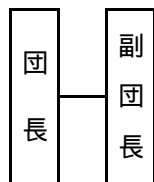
区分	備前市・日生町・吉永町の現況		
	備前市	日生町	吉永町
表彰等	団長表彰 表彰章、勤続章、感謝状、 無火災 市長表彰 表彰章、感謝状	団長表彰 精勤章 町長表彰 表彰章、感謝状	団長表彰 表彰章、勤続章、無火災 町長表彰 表彰章、感謝状
消防団員福祉 共済制度	岡山県消防補償等組合に加入 消防団員福祉共済制度 団員死亡の場合に葬祭料として 1人10,000円(市負担)	岡山県消防補償等組合に加入 消防団員福祉共済制度	岡山県消防補償等組合に加入 消防団員福祉共済制度
退職金	消防団員等公務災害補償等共済基金 (退職報奨金制度)による	同左	同左
賞じゅつ金	【備前市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例】 ・殉職者賞じゅつ金 490万円以上2,520万円以下 ・障害者賞じゅつ金 2,060万円以下(別表あり)	【日生町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例】 ・殉職者賞じゅつ金 410万円以上2,520万円以下 ・障害者賞じゅつ金 2,060万円以下(別表あり)	【吉永町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例】 ・殉職者賞じゅつ金 490万円以上2,520万円以下 ・障害者賞じゅつ金 2,060万円以下(別表あり)
互助会	慶弔規約有り	なし	なし

備前市消防団組織図

平成15年7月1日現在

定数 684人

実人数 682人

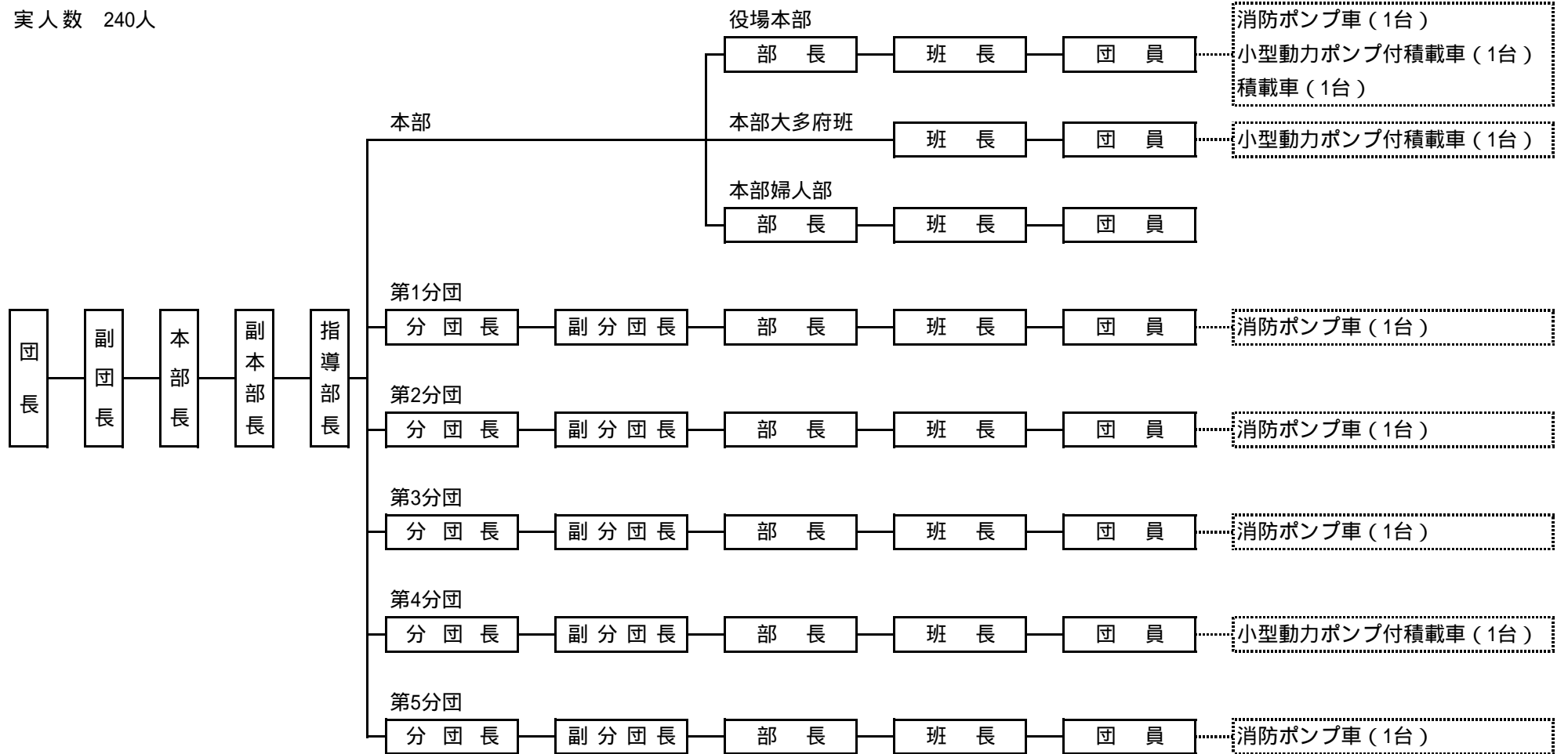


日生町消防団組織図

平成15年4月1日現在

定数 250人

実人数 240人

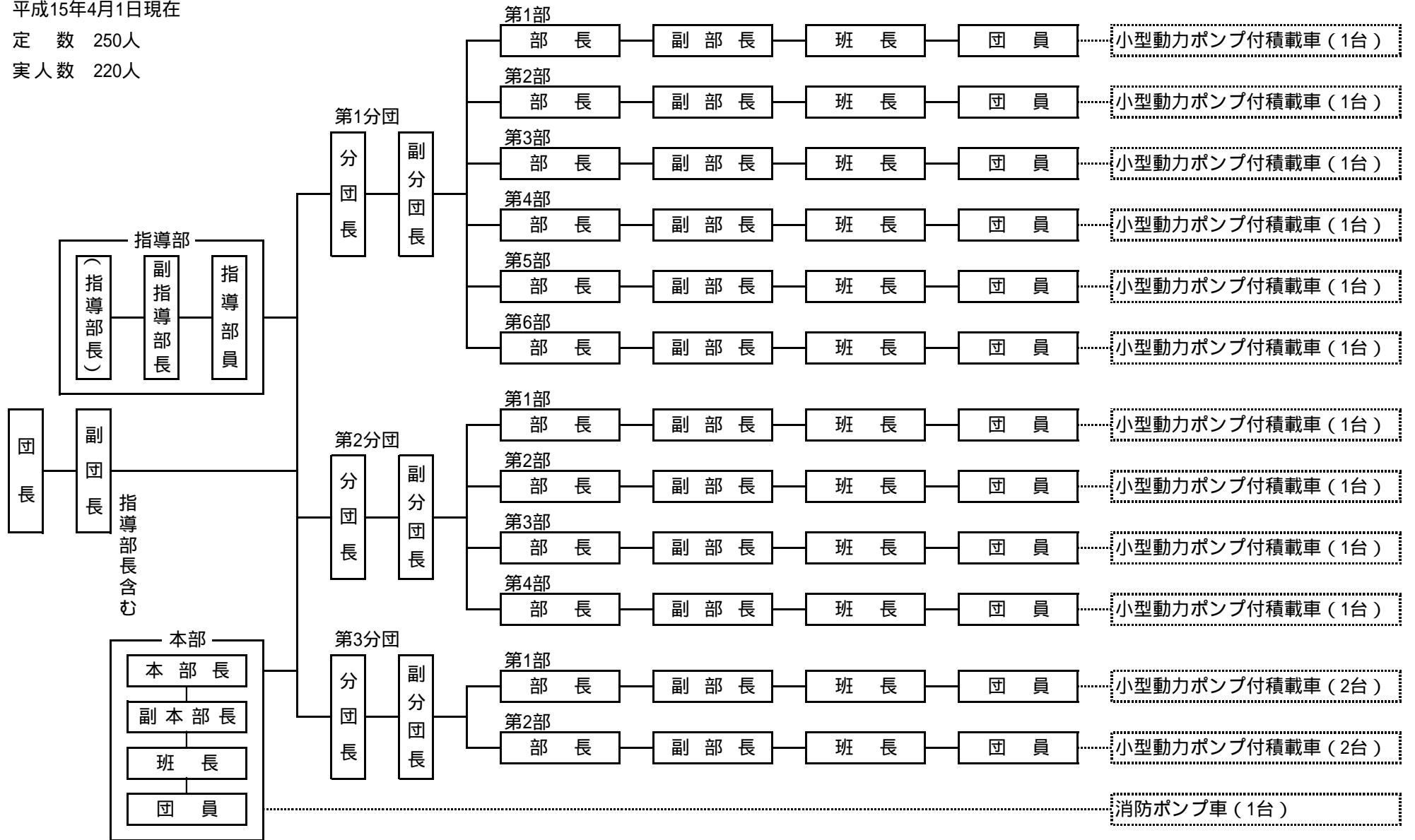


吉永町消防団組織図

平成15年4月1日現在

定数 250人

実人数 220人



【関係法令】

消防組織法(抜粋)

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。

第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

(第2～3項 省略)

第15条の2

2 消防団員の定員は、条例で定める。

(第1項 省略)

第15条の6 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

(第2項 省略)

【先進地の事例】

先進地名	合併期日	調整内容
さぬき市	平成14年4月1日	消防団は、合併時に統合する。 分団等の組織は、当面現行のとおりとし、新市の消防計画に基づき調整する。
さいたま市	平成13年5月1日	消防団については、当面現行のとおり。ただし、団員の任免・報酬・手当及び消防団運営費交付金については、合併時に再編する。
西東京市	平成13年1月21日	消防団は、合併時に統合する。分団の組織、活動範囲等運用については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。
篠山市	平成11年4月1日	合併時に統合するものとし、分団の組織は、原則としてそのまま新市に引き継ぐ。
邑久郡合併協議会	平成16年3月1日 (予定)	消防団は、合併時に統合する。組織、活動範囲等については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。 消防団員の報酬等については、合併時に調整する。
赤磐郡合併協議会	平成17年3月31日 までの早い日	消防団が合併時に統合し、5町の消防団員は、すべて新市の消防団員として引き継ぐものとする。 消防団の組織については、合併時に再編し、階級、定数、任期及び報酬等については、合併時まで調整する。

協議第 29 号

防災関係事業について

防災関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 防災会議及び水防協議会については、合併時に新たに設置し、新市において地域防災計画及び水防計画を策定する。
- 2 災害発生時の対策については、合併時に調整する。
- 3 その他の防災関係事業については、新市において調整する。

平成 16 年 1 月 28 日 提出

備前市・日生町・吉永町合併協議会
会長 栗山 志朗

備前市・日生町・吉永町合併協議会の調整方針（案）

協定項目番号	24 - (6)	協定項目名	防災関係事業
調整方針	1 防災会議及び水防協議会については、合併時に新たに設置し、新市において地域防災計画及び水防計画を策定する。 2 災害発生時の対策については、合併時に調整する。 3 その他の防災関係事業については、新市において調整する。		

区分	備前市・日生町・吉永町の現況		
	備前市	日生町	吉永町
防災会議	備前市防災会議条例 組織：会長及び委員15人以内 任期：2年	日生町防災会議条例 組織：会長及び委員15人以内 任期：2年	吉永町防災会議条例 組織：会長及び委員15人以内 任期：2年
災害対策本部	備前市災害対策本部条例 1 目的 2 組織 3 部 4 現地災害対策本部	日生町災害対策本部条例 1 目的 2 組織 3 部 4 雑則	吉永町災害対策本部条例 1 目的 5 雑則 2 組織 3 部 4 現地災害対策本部
水防協議会	備前市水防協議会条例 組織：会長及び委員15人以内 任期：職にある期間または2年	なし	吉永町水防協議会に関する条例 組織：会長及び委員 任期：職にある期間または2年
地域防災計画	1 風水害編 (1) 総則 (2) 市の概要 (3) 災害予防計画 (4) 災害応急対策計画 (5) 災害復旧計画 2 震災編 (1) 総則 (2) 震災予防計画 (3) 震災応急対策計画 (4) 震災復旧計画	1 風水害編 (1) 総則 (2) 日生町の概要 (3) 災害予防計画 (4) 災害応急対策計画 (5) 災害復旧計画 2 震災編 (1) 総則 (2) 震災予防計画 (3) 震災応急対策計画 (4) 震災復旧計画	1 総則 2 災害予防対策計画 3 災害応急対策計画 風水害対策編 4 災害応急対策計画 地震災害対策編 5 災害応急対策計画 その他災害対策編 6 災害復旧、復興計画

区 分		備前市・日生町・吉永町の現況		
		備 前 市	日 生 町	吉 永 町
地 域 防 災 計 画	防 災 体 制	(風水害) ・ 注意体制 ・ 警戒体制 ・ 非常体制 (第1次、第2次) (震災) ・ 緊急初動体制	(風水害) ・ 注意体制 ・ 警戒体制 ・ 非常体制 (震災) ・ 緊急初動体制 ・ 非常体制	(風水害) ・ 注意体制 ・ 警戒体制 ・ 非常体制 (震災) ・ 緊急初動体制
	災 害 対 策 本 部 (設 置 基 準)	<p>暴風、大雨、洪水、高潮又は津波等の気象予警報が発表され、大規模な災害の発生が予想されるとき。</p> <p>気象予警報の発表の有無にかかわらず、局地的豪雨等により災害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。</p> <p>市に大規模な地震、火災、その他重大災害が発生したとき。</p> <p>その他市長が特に必要と認めたとき。</p>	<p>暴風、大雨、洪水(高潮又は津波)の警報が発表され、大規模な災害の発生が予想されるとき。</p> <p>警報発表の有無にかかわらず、災害が発生し、又は発生のおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき。</p> <p>大規模な地震、火災、爆発その他重大な災害が発生したとき。</p> <p>有害物質等大規模な災害を誘発する物質が大量放出されたとき。</p> <p>多数の死傷者を伴う自動車(船舶、航空機)等の事故、その他重大な事故が発生したとき。</p> <p>その他災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。</p>	<p>暴風雨、大雨又は洪水の警報が発表され、大規模な災害の発生が予測されるとき。</p> <p>警報発表の有無にかかわらず、災害が発生し、又は発生のおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき。</p> <p>町に大規模な地震、火災、爆発その他重大な災害が発生し、必要と認めるとき。</p> <p>町域に有害物質、放射性物質等大規模な災害を誘発する物質が大量放出されたとき。</p> <p>多数の死傷者を伴う列車、自動車(航空機)等の事故、その他重大な事故が発生し、必要と認めたとき。</p> <p>その他災害救助法による救助を適用する災害が発生し、町長が必要と認めるとき。</p>
水 防 計 画	水 防 配 備 体 制	・ 注意体制 (備前市災害対策本部) ・ 警戒体制 ・ 非常体制	・ 注意体制 (日生町災害対策本部) ・ 警戒体制 ・ 非常体制	・ 注意体制 (吉永町災害対策本部) ・ 警戒体制 ・ 非常体制

区 分		備 前 市 ・ 日 生 町 ・ 吉 永 町 の 現 況					
		備 前 市		日 生 町		吉 永 町	
防 災 行 政 無 線	同 報 無 線	なし		呼称：ぼうさいひなせちょう 親局：日生町役場内 屋外拡声子局：町内44箇所 戸別受信機：難聴区域内の町内会長等7基 内容：朝夕の放送、消防団召集サイレン、行政放送、臨時放送等		呼称：ぼうさいよしながちょう 親局：吉永町役場内 中継局：1箇所 屋外支局：町内28箇所 屋内戸別受信機：全戸	
	移 動 無 線	呼称：ぼうさいびぜん 基地局：笹尾山 中継局：備前市役所内、笹尾山陸上移動局 車載型無線装置 呼称：ぼうさいびぜん1、3～8 消防車4台、指令車1台、公用車4台 携帯型無線装置 呼称：ぼうさいびぜん101～117 消防団10台		呼称：ぼうさいひなせ 基地局：日生町役場内 車載型無線装置 呼称：ぼうさいひなせ1～7 消防車4台、積載車3台 携帯型無線装置 呼称：ぼうさいひなせ11～20 消防団10台		呼称：ぼうさいよしながちょう 基地局：吉永町役場 中継局：吉永町岩崎2-17 車載型無線装置 呼称：よしなが1～4 消防車1台、公用車3台 携帯型無線装置 呼称：よしなが101～103 役場3台	
	そ の 他	岡山県所有の防災行政無線(地上系・衛星系)がある。		同左		同左	
消 防 水 利	現 況	・ 防火水槽40m3以上 121箇所 ・ 防火水槽40m3未満 45箇所 ・ 消火栓 449箇所 ・ その他 23箇所	・ 防火水槽40m3以上 40箇所 ・ 防火水槽40m3未満 5箇所 ・ 消火栓 218箇所 ・ その他 9箇所	・ 防火水槽40m3以上 21箇所 ・ 防火水槽40m3未満 32箇所 ・ 消火栓 165箇所 ・ その他 61箇所			

区 分		備前市・日生町・吉永町の現況		
		備 前 市	日 生 町	吉 永 町
消 防 水 利	施 設 整 備 の 等 補 助	<p>消火栓 町内会の要望により、道路又は歩道内に設置。地元負担なし。</p> <p>消火栓器具等 格納箱、スタンドパイプ、筒先、ホース、消火器箱は市補助なし。回栓器は無償提供。</p> <p>備前市消防施設整備事業 全額市負担。</p>	<p>消火栓 自主防災会(町内会)の要望により、公有地、道路又は歩道内に設置。地元負担なし。</p> <p>消火栓器具等 自主防災会(町内会)の要望により、格納箱、スタンドパイプ、筒先、ホース、回栓器、消火器箱を無償提供。</p>	<p>消火栓 町内会の要望により、道路又は歩道内に設置。地元負担100分の30。</p> <p>消火栓器具等 町内会の要望により格納箱、スタンドパイプ、筒先、ホース、回栓器、消火器箱を100分の20の地元負担で提供</p> <p>吉永町消防施設整備事業 一部(100分の10~30)地元負担。</p>
	防 災 施 設	<p>市役所倉庫(1箇所) 備蓄倉庫(2箇所)</p>	<p>水防倉庫(1箇所) 消防団大多府班機庫</p>	<p>消防センター(1箇所)</p>
防 災 倉 庫 等	備蓄資機材等	<p>発電機、投光器、三脚、コードリール、ハンドマイク、ヘルメット、懐中電灯、防水シート、毛布、非常用食料、土のう袋、木杭、番線、掛け矢、パール</p>	<p>浄水器、コードリール、ハンドマイク、懐中電灯、土のう袋、木杭、掛け矢</p>	<p>発電機、投光器、三脚、コードリール、ハンドマイク、ヘルメット、強力ライト、アルミ梯子、防水シート、毛布、給水タンク</p>
災 害 時 の 相 互 応 援 協 定 等		<ul style="list-style-type: none"> 岡山県下消防相互応援協定 兵庫・岡山県境隣接市町村消防相互応援協定書〔日生町、三石町(備前市)、吉永町、大原町、作東町、東粟倉村、西粟倉村、赤穂市、上郡町、佐用町、上月町、千種町〕 備前市・和気郡内町消防相互応援協定書〔備前市、日生町、吉永町、和気町、佐伯町〕 兵庫・岡山県隣接市町村災害応急対策活動の相互応援に関する協定書〔赤穂市、上郡町、佐用町、上月町、千種町、備前市、日生町、吉永町、作東町、大原町、東粟倉村、西粟倉村〕 	同左	同左

区 分	備 前 市 ・ 日 生 町 ・ 吉 永 町 の 現 況		
	備 前 市	日 生 町	吉 永 町
自主防災組織等	幼年消防クラブ (2組織) 少年消防クラブ (3組織) 婦人防火クラブ (3組織) コミュニティ組織 (1組織)	幼年消防クラブ (1組織) 少年消防クラブ (4組織) 婦人防火クラブ (2組織) コミュニティ組織 (15組織)	幼年少年消防クラブ 婦人防火クラブ 消防協力隊
防災訓練等	訓練内容 : 水防訓練 通信訓練 避難 (避難誘導) 訓練 救助訓練 消防団召集訓練 火災消火訓練 応急手当講習会	訓練内容 : 水防訓練 通信訓練 避難訓練 情報連絡訓練 非常呼集訓練 災害対策本部設置訓練 給食給水訓練 消防訓練 総合防災訓練	訓練内容 : 水防訓練 通信訓練 避難訓練 救助訓練 情報収集伝達訓練 地震対策訓練 消防訓練

【関係法令】

災害対策基本法(抜粋)

(市町村防災会議)

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第1項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

(第4、5項 省略)

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例(第2項の規定により設置された市町村防災会議にあっては、規約)で定める。

(災害対策本部)

第23条 都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。

(第2～6項 省略)

7 前各項に規定するもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県又は市町村の条例で定める。

(市町村地域防災計画)

第42条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要

があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

(2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

(3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

(4) 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項

(第3～5項 省略)

水防法(抜粋)

(指定水防管理団体)

第4条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防計画)

第25条 指定管理団体の水防管理者は、水防協議会を置く指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を置かず、かつ、災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議を置く市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議にはかつて、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、都道府県知事に協議しなければならない。

(水防協議会)

第26条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長1人及び委員25人以内で組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもって充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

【先進地の事例】

先進地名	合併期日	調整内容
さぬき市	平成14年4月1日	(1)防災会議については、合併時に新たに設置し、新市において地域防災計画を策定する。 (2)水防協議会については、合併時に新たに設置し、新市において水防計画を策定する。
さいたま市	平成13年5月1日	消防業務については、業務の一体性を速やかに確立するため、合併までに出動計画等の統一を図る。ただし、警防指令業務は、ホットラインで対応することとし、合併後速やかに新システムを構築する。また、救急高度化推進事業については、合併後速やかに新たな計画を策定する。なお、消防計画については合併後速やかに策定する。
西東京市	平成13年1月21日	総合防災訓練、防災行政無線は、現行の内容を統一して実施
篠山市	平成11年4月1日	(1)防災会議については、合併時に新たに設置し新市において地域防災計画を作成する。 (2)水防協議会については、新市において新たに設置し水防計画を作成する。 (3)災害発生時の応急対策については、合併時に調整する。
邑久郡合併協議会	平成16年3月1日 (予定)	防災会議及び水防協議会は、合併時に新たに設置し、新市において地域防災計画及び水防計画を策定する。 防災行政無線の同報無線は、新市において調整する。また、移動無線は合併時に統一する。 消防水利は、新市において引き続き整備する。 その他防災関係事業は、新市において調整する。
赤磐郡合併協議会	平成17年3月31日 までの早い日	防災については、災害時の対応に支障をきたさぬよう次のとおりの方針とする。 1 防災会議については、合併時に新たに設置し、地域防災計画及び水防計画を策定する。 2 防災行政無線は、現在の施設を新市に引き継ぎ、緊急出動等に支障のないよう合併後速やかに整備を図る。 3 災害時の相互応援協定等は、合併後速やかに再編する。

協議第 30 号

勤労者・消費者関連事業について

勤労者・消費者関連事業について、次のとおり提案する。

勤労者・消費者関連事業については、勤労者の支援及び消費者保護の観点から新市においても関連事業を引き続き実施する。

平成 16 年 1 月 28 日 提出

備前市・日生町・吉永町合併協議会
会長 栗山 志朗

備前市・日生町・吉永町合併協議会の調整方針(案)

協定項目番号	24 - (14)	協定項目名	勤労者・消費者関連事業
調整方針	勤労者・消費者関連事業については、勤労者の支援及び消費者保護の観点から新市においても関連事業を引き続き実施する。		

区 分	備前市・日生町・吉永町の現況		
	備 前 市	日 生 町	吉 永 町
勤労者関連事業	<p>【勤労者融資制度】 市内に居住、または勤務する勤労者に対し、生活資金として貸付する制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融 資 額 150万円以内 ・貸付期間 5年以内 ・利 息 年7.2%以内 市が70,000千円を中国労働金庫に預託し、その4倍を限度として融資を行う。	<p>【勤労者融資制度】 町内に居住、または勤務する勤労者に対し、生活資金として貸付する制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融 資 額 150万円以内 ・貸付期間 5年以内 ・利 息 年7.2%以内 町が17,500千円を中国労働金庫に預託し、その4倍を限度として融資を行う。	<p>【勤労者融資制度】 町内に居住、または勤務する勤労者に対し、生活資金として貸付する制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融 資 額 150万円以内 ・貸付期間 5年以内 ・利 息 年7.2%以内 町が4,000千円を中国労働金庫に預託し、その4倍を限度として融資を行う。
	和気公共職業安定所との連絡調整 優良従業員表彰	和気公共職業安定所との連絡調整 優良従業員表彰	和気公共職業安定所との連絡調整 優良従業員表彰
	<p>【リフレセンターびぜん】 【備前市勤労者センター】 (目的) 市民及び市内勤労者に文化、教養、研修、スポーツ等の活動の場を提供し、もって福祉の増進に資する (事業) 貸館事業 備前市施設管理公社に管理運営を委託(H15年度) 委託料 28,284千円 借地料 27千円(勤労者センター用地)</p>		

区 分	備前市・日生町・吉永町の現況		
	備 前 市	日 生 町	吉 永 町
	<p>【備前市勤労青少年ホーム】</p> <p>(目的) 勤労青少年の福祉の増進を図り健全なる育成と勤労意欲の向上に資する</p> <p>(事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座開設 4 講座 ・サークル利用 7 サークル ・ホーム祭(春、秋) ・サマーフェスティバル(夏) ・チャリティーロックフェスティバル(12月) <p>備前市施設管理公社に管理運営を委託(H15年度) 委託料 8,843 千円</p> <p>【働く婦人の家】</p> <p>(目的) 男女雇用機会均等法第30条(働く婦人の家)に基づき、女子労働者の職業相談、講習、実習等をしながら休養、レクリエーションのための総合的事業をする。</p> <p>(事業)</p> <p><15年度実施講座></p> <ul style="list-style-type: none"> 簡単アイデア料理講座 健康体操「練功」講座 女性大学「万葉集に親しむ」 カントリークラフト講座 		

区 分	備前市・日生町・吉永町の現況		
	備 前 市	日 生 町	吉 永 町
	<p>お菓子作り講座 家庭介護講習会</p> <p>上記の講座以外に茶道、洋画、洋裁など12グループが、定期的にグループ活動を行なっている。</p>		
消費者関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活に関する情報知識を習得するため、研修会等への参加 ・岡山県消費生活センターとの連絡調整 ・「くらしの相談員」(岡山県消費生活センター登録員)6名による相談・助言の実施 ・年1回広報誌へ悪徳商法対処法等の掲載による啓発 ・消費生活モニター11名による食料品の価格調査の実施 <p>【岡山県消費生活問題研究協議会東備支部備前班】 (班員) 78名</p> <p>(基本方針) 消費者をとりまく諸問題に確かな知識と判断力を身につけ生活全般の情報を正しく理解し行動できる賢い消費者をめざし適切に行動するよう広く普及啓発を行う。</p> <p>(活動内容) ・廃食用油からの石鹸づくり ・ゴミ減量化の普及・啓発「マイバ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活に関する情報知識を習得するため、研修会等への参加 ・岡山県消費生活センターとの連絡調整 ・「くらしの相談員」(岡山県消費生活センター登録員)1名による相談・助言の実施 ・高齢者等を対象に年3～4回悪徳商法対処法等の講演活動による啓発 <p>【岡山県消費生活問題研究協議会東備支部日生班】 (班員) 17名</p> <p>(基本方針) 消費者をとりまく諸問題に確かな知識と判断力を身につけ生活全般の情報を正しく理解し行動できる賢い消費者をめざし適切に行動するよう広く普及啓発を行う。</p> <p>(活動内容) ・廃食用油からの石鹸づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活に関する情報知識を習得するため、研修会等への参加 ・岡山県消費生活センターとの連絡調整 ・「くらしの相談員」(岡山県消費生活センター登録員)5名による相談・助言の実施 ・吉永町消費生活問題研究協議会内にある「さゆり一座」の悪徳商法対処法等の公演活動による啓発 ・岡山県啓発専門委員による啓発 <p>【岡山県消費生活問題研究協議会東備支部吉永班】 (班員) 27名</p> <p>(基本方針) 消費者をとりまく諸問題に確かな知識と判断力を身につけ生活全般の情報を正しく理解し行動できる賢い消費者をめざし適切に行動するよう広く普及啓発を行う。</p> <p>(活動内容) ・廃食用油からの石鹸づくり ・ゴミ減量化の普及・啓発「マイバ</p>

区 分	備前市・日生町・吉永町の現況		
	備 前 市	日 生 町	吉 永 町
	<ul style="list-style-type: none"> 「ツグ運動等」 ・消費生活・環境問題に関する視察研修 ・エコクッキング講習会 ・消費生活モニターとの合同研修会 ・消費生活に関する啓発資料の作成・配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活・環境問題に関する視察研修 ・消費生活に関する啓発活動 ・くらしの相談員による啓発事業 	<ul style="list-style-type: none"> 「ツグ運動等」 ・消費生活・環境問題に関する視察研修

【関係法令】

雇用対策法（抜粋）

（地方公共団体の施策）

第5条 地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるように努めなければならない。

（国と地方公共団体との連携）

第27条 国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

消費者保護基本法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、消費者の利益の擁護及び増進に関し、国、地方公共団体及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともにその施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する対策の総合的推進を図り、もって国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

（国の責務）

第2条 国は、経済社会の発展に即応して、消費者の保護に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第3条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的、経済的状况に応じた消費者の保護に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（苦情処理体制の整備等）

第15条 事業者は、消費者との間の取引に関して生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努めなければならない。

2 市町村（特別区を含む。）は、事業者と消費者との間の取引に関して生じた苦情の処理のあつせん等に努めなければならない。

3 国及び都道府県は、事業者と消費者との間の取引に関して生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

【先進地の事例】

先進地名	合併期日	調 整 内 容
さいたま市	平成13年5月1日	勤労者・消費者関連事業については、引き続き勤労者の支援及び消費者保護の観点から施策等の推進に努めるものとする。
西東京市	平成13年1月21日	消費センターを拠点として、一元化の方向で調整する
あわら市	平成16年3月1日 (合併予定)	(1) 勤労者支援に関連する資金融資事業は引き続き実施するものとし、その内容については新市において調整する。 (2) 消費者保護事業については、現行の内容をもとに新市において調整する。
邑久郡合併協議会	平成16年3月1日 (予定)	消費者関連事業については、新市において引き続き消費者保護の観点から、施策等の推進に努めるものとする。